

第二期品川区 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度
(2020年度～2024年度)

中間年度見直し改定版



しながわ観光大使

cinnamoroll

令和5年4月



第二期品川区子ども・子育て支援事業計画の 改定にあたって



品川区は、平成17年度に「次世代育成支援対策推進行動計画」を策定し、子育てしやすい地域環境の整備を進めてまいりました。さらに、様々な子育て支援事業、多様な保育事業、特色ある教育など、子育て関連事業を充実させております。

また、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行にあたり、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「品川区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後、平成29年度に見直しを行いました。現在は令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第二期品川区子ども・子育て支援事業計画」のもと、子育て支援施策を推進しています。

令和4年度は、計画期間（令和2年度～6年度）の中間年度にあたるため、今後の乳幼児人口や保育需要などの変化にともなう見直しなどを行い、計画を改定しました。子ども・子育て会議の委員の皆様には、内容や量の見込みなどについて検討し、活発なご審議にて素案をまとめていただきましたことに対し、厚くお礼申し上げる次第です。

少子化の進行は深刻さを増しています。このまま少子化が続けば、経済活動を衰退させるばかりではなく、何よりも地域の、そして社会全体の活力が失われかねません。こうした中、「子育て・教育で選ばれるしながわ」の実現に向け、他自治体に先駆け、スピード感をもって、先進的な少子化対策、子育て政策を積極的に推進してまいります。計画の推進にあたっては、柔軟で総合的な取組みを進めてまいりますので、引き続き、皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和5年4月

品川区長 森 澤 恭 子

目 次

第1章 計画改定にあたって	1
1 計画改定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけと性格.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定・改定体制等.....	4
(1) 計画の策定・改定体制.....	4
(2) 子ども・子育て支援事業計画の中間年度見直しに伴う意向調査.....	4
5 子ども・子育て支援新制度の概要.....	5
(1) 子ども・子育て支援新制度の概要.....	5
(2) 子ども・子育て支援給付.....	5
(3) 教育・保育施設と地域型保育事業.....	6
(4) 認定.....	7
(5) 地域子ども・子育て支援事業.....	7
第2章 計画の基本的な考え方	8
第3章 子ども・子育ての現状	10
1 人口と出生の現状.....	10
(1) 年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合.....	10
(2) 合計特殊出生率の推移.....	11
(3) 就学前人口.....	12
2 子育て支援の現状.....	13
第4章 子ども・子育て支援事業計画	16
1 教育・保育提供区域の設定.....	16
2 幼児期の教育・保育.....	17
(1) 幼児期の教育・保育の量の見込み.....	17
(2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期.....	22
3 地域子ども・子育て支援事業.....	28
(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）.....	29
(2) 時間外保育事業（延長保育事業）.....	31
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	34
(4) 子育て短期支援事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業/夜間養護等（トワイライトステイ）事業）.....	37
(5) 乳児家庭全戸訪問事業.....	39
(6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業.....	41
(7) 地域子育て支援拠点事業.....	42
(8) 一時預かり事業.....	45
(9) 病児保育事業（病児保育・病後児保育）.....	49
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）.....	51
(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）.....	53
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	54
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	54
4 特別な配慮が必要な児童への支援.....	55
5 しながわネウボラネットワーク.....	56
6 幼児期の教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容.....	61
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容.....	62

目次

第5章 計画の推進	63
1 計画の推進体制	63
2 進捗状況の管理	63
資料編	64
資料編1 委員名簿および審議経過	64
1 品川区子ども・子育て会議委員名簿	64
2 審議経過	69
資料編2 人口推計（0歳～11歳）	76
資料編3 用語集	77

（参考）

品川区ホームページ:<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

※トップページ> 子ども・教育> 子ども・子育て会議

内閣府ホームページ:<https://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

※子ども・子育て支援新制度、国の子ども・子育て会議の検討内容等が掲載されています。



第1章

計画改定にあたって

1 計画改定の趣旨

近年、少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境は大きく変化しました。子育てしやすい環境を整備し、地域の子ども・子育て支援を充実するとともに、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会をめざす必要があります。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を制定し、これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度から進めております。

品川区では、これまでも「品川区長期基本計画」に基づき、保幼小連携の取組みなど、全国的に見ても先進的な施策を展開してきました。令和2年度からの新しい「品川区長期基本計画」においても、「子どもの笑顔があふれるまちの実現」を政策の柱にしております。誰もが安心して子どもを産み、楽しく子育てができるまちをめざし、すべての子育て世帯が自由に保育・教育環境を選択でき、地域ぐるみで子どもを見守り育てる、誰もが子どもにやさしく、子どもたちの笑顔があふれるまちの構築を目指しています。

「品川区子ども・子育て支援事業計画」は、「品川区長期基本計画」を踏まえ、保育需要を把握するとともに、教育・保育施設などの整備計画として、子ども・子育て支援の取組みを一層促進するために策定するものです。

本計画では、令和2年度から5年間の子ども・子育て支援施策を定め、着実に取り組んでまいりました。計画期間も半ばを過ぎ、年度ごとに点検している施策の進捗状況（アウトプット）や計画全体の成果（アウトカム）を基に、この間の社会環境の変化や教育・保育の需給状況等を踏まえ、この度、中間年度見直しを行いました。今後も、関連する計画との整合性や調和を図りながら、柔軟で総合的な子ども・子育て支援の充実に努めてまいります。

2 計画の位置づけと性格

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条による子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域や、量の見込みと確保策を定めるものです。

また、本計画は、「品川区基本構想・品川区長期基本計画」の部門別計画であり、関連する品川区地域福祉計画などの諸計画と整合性を図って策定しました。

【子ども・子育て支援法】

(基本理念)

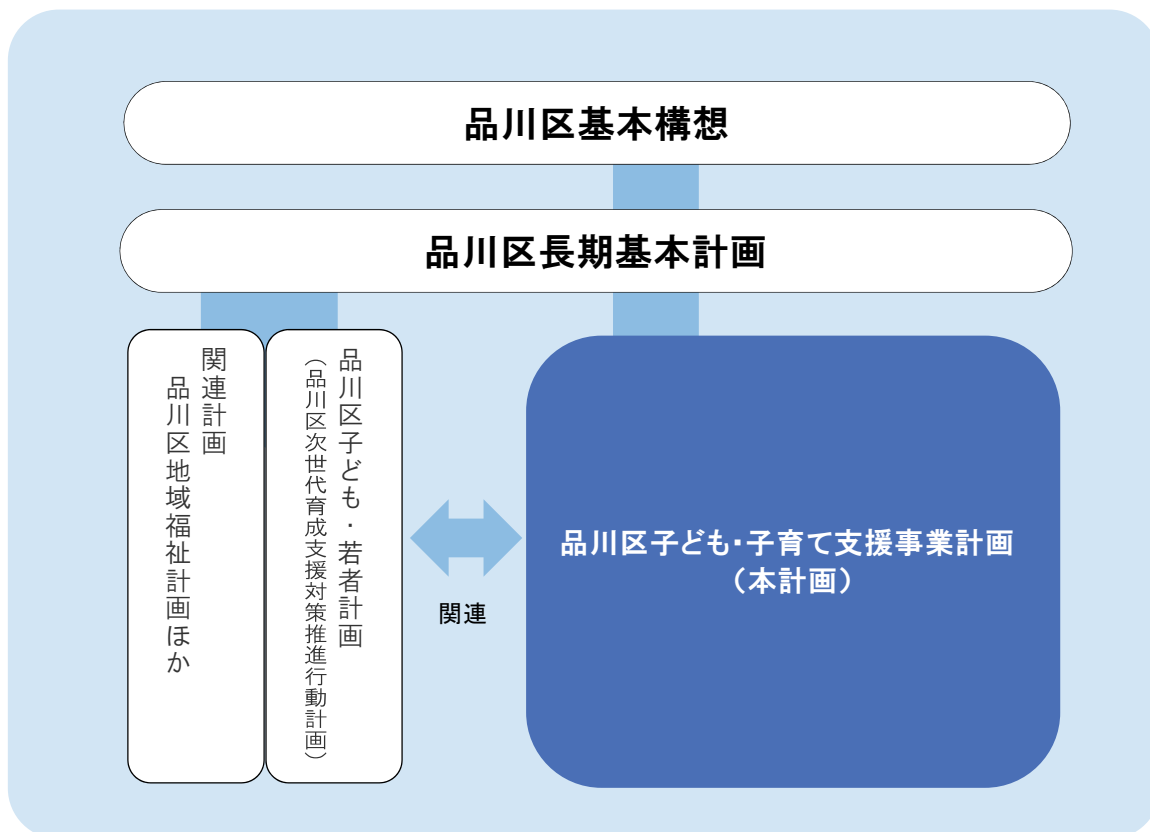
第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。



3 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を一期として策定しています。なお、計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても、年度ごとに点検・評価をします。



4 計画の策定・改定体制等

(1) 計画の策定・改定体制

本計画の策定・改定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「品川区子ども・子育て会議（以下「会議」という。）」の場で内容などの審議を行いました。当会議は、区内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者などにより構成しています。

【子ども・子育て支援法】

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(2) 子ども・子育て支援事業計画の中間年度見直しに伴う意向調査

本計画の改定にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況やこれからの利用希望を把握するため、「子ども・子育て支援事業計画の中間年度見直しに伴う意向調査」を実施し、令和4年10月に報告書としてとりまとめました。

この調査により得られた結果は、計画の施策の方向性や、各種サービスの量の見込みと確保の内容を設定するための検討材料として活用しました。

調査対象	3歳未満	区内に居住する0歳～3歳未満の子どもを持つ保護者	3,459人
	3歳以上	区内に居住する3歳～就学前の子どもを持つ保護者	3,541人
調査方法	共通	郵送及びインターネットによるアンケート調査	
調査期間	共通	令和4年7月4日（月）～7月29日（金）	
回収結果	全体	回収数 3,770件（回収率 53.9%）	
	3歳未満	回収数 1,917件（回収率 55.4%）	
	3歳以上	有効回収数 1,853件（回収率 52.3%）	

5 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 子ども・子育て支援新制度の概要

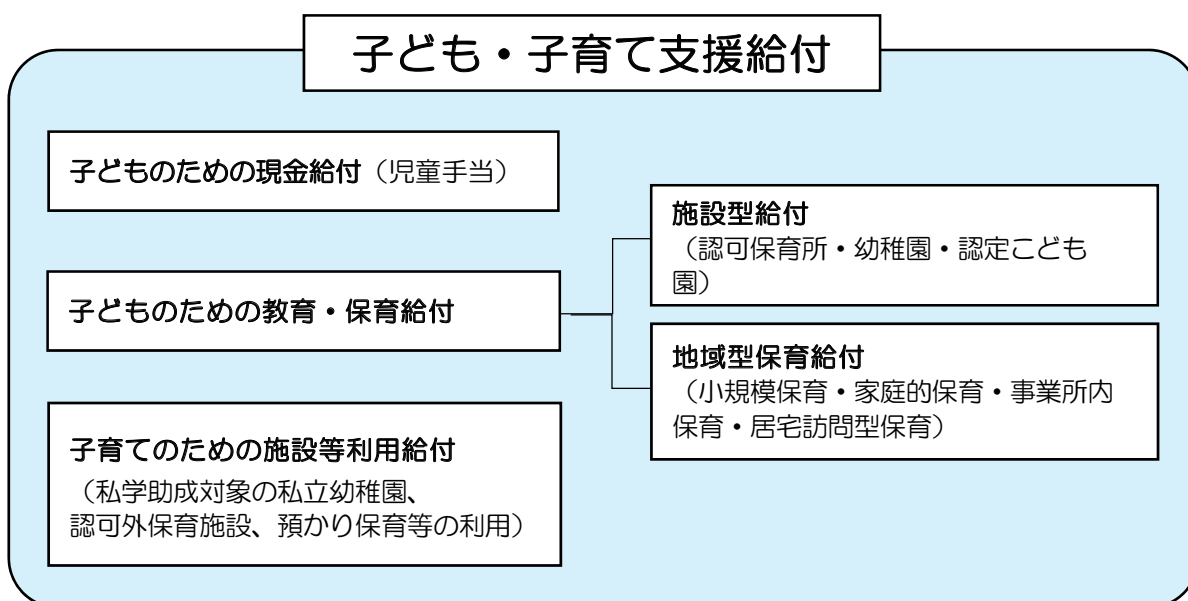
平成 24 年 8 月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て関連 3 法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。また、令和元年 10 月の教育・保育の無償化により、新たに施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されました。

(2) 子ども・子育て支援給付

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、子ども・子育て支援給付が行われています。

給付の種類には、児童手当に係る「子どものための現金給付」、保育園や幼稚園等に係る施設型給付費と小規模保育等に係る地域型保育給付費の「子どものための教育・保育給付」、預かり保育等の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」があります。このうち、「子育てのための施設等利用給付」は、子ども・子育て支援法の改正により、令和元年 10 月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに設けられたものです。

認可保育施設の保育料については、3～5 歳を無償としている一方、0～2 歳の保育料については、第 1 子の年齢や世帯収入等の条件なく第 2 子の保育料を半額、第 3 子以降を無償としております。品川区では令和 5 年 4 月から独自で第 2 子の保育料を無償とし、認証保育所の第 2 子の保育料についても、認可保育施設と同程度を助成する予定です。



(3) 教育・保育施設と地域型保育事業

子どものための教育・保育給付に係る施設は、教育・保育施設と地域型保育事業に分類されます。

■図表1 教育・保育施設と地域型保育事業の施設・事業名および内容

区分	施設・事業名	内容
教育・保育施設	保育園	保護者が仕事や病気等のため、家庭で子どもを保育できないときに、保護者に代わって保育します。
	幼稚園	品川区では区立は4歳から、私立は3歳から小学校就学前までの子を預かり、幼児教育を行います。延長して預かり保育を行う園もあります。
	認定こども園	小学校に就学する前の子どもの教育・保育を一体的に行います。
地域型保育事業	家庭的保育	定員3～5名の家庭的な雰囲気の中で保育を行います。
	小規模保育	定員6～19名の小規模な環境で保育を行います。
	事業所内保育	事業所の保育施設で、従業員のお子さんと地域のお子さんの保育を行います(品川区では現在は実施していません)。
	居宅訪問型保育	保育所等による保育が困難な場合に、自宅で一对一の保育を行います。(品川区では障害・疾病等で個別のケアが必要な子どもが対象です。)



(4) 認定

認定の種類には、保育園や幼稚園、認定こども園など（いずれも新制度移行園）の入園に必要な「子どものための教育・保育給付認定」と、新制度外施設の利用料に対する給付を受けるために必要な「子育てのための施設等利用給付認定」があります。

認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じて区分され、それぞれに利用できる施設等が異なります。

■図表2 認定区分、対象となる子ども、および利用できる主な施設・事業

認定区分		対象となる子ども		利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のも	幼稚園等での教育を希望する方	幼稚園 認定子ども園
	2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育が必要なもの	就労等保育の必要な事由に該当し、保育園等での教育・保育を希望する方	認可保育園 認定子ども園
	3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保育が必要なもの		認可保育園 認定子ども園 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のも	幼稚園等での教育を希望する方	幼稚園等
	新2号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、保育が必要なもの		幼稚園・認定子ども園等 認可外保育施設 預かり保育等 就学前乳幼児教育施設 (幼児教育部門)
	新3号認定	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、保育が必要なもののうち、保護者及び同一世帯員が市区町村民税世帯非課税者であるもの	就労等保育の必要な事由に該当する方	幼稚園・認定子ども園等 認可外保育施設 預かり保育等

(5) 地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援することを目的とした事業で、13の事業が位置付けられており、区の実情に応じてさまざまな子育て支援事業を実施します。詳細は28ページに記載してあります。

第2章

計画の基本的な考え方

基本理念

子どもの笑顔があふれるまちの実現

しながわネウボラネットワークをはじめとした支援体制の確立や、誰もが安心して子どもを産み、楽しく子育てができるまちをめざし、地域ぐるみで子どもを見守り育てる、誰もが子どもにやさしく、子どもたちの笑顔があふれるまちの実現に取り組みます。

① 子育て・親育ちを支援する

しながわネウボラネットワークなどの妊娠期から子育て期の段階に応じた相談や各種の子育て支援により、親育ちをサポートし子育ての悩みや不安の軽減を図ります。

保育園・幼稚園に置いて子どもを産み育てることの尊さや喜びを体験できる機会の充実を図り、各種訪問事業などを推進するほか、子育て段階に応じた幅広い活動を支援します。

② 子育て力のある地域社会をつくる

子育て家庭への支援や相談を行うほか、ボランティアの育成、青少年対策地区委員会等との連携など地域ぐるみで子育て力の向上を推進します。子育てに悩む親の孤立化を防ぐために、地域全体で見守る子育て支援や助け合い活動を支援し、児童相談所および子ども家庭支援センターの機能を最大限に発揮し、児童虐待防止への基盤を強固にします。

③ 子育て支援・教育機能を拡充・強化する

子育て家庭全体を支援するため、多様な保育サービスを展開するとともに、医療費の助成など、子育て家庭の経済的負担の軽減を進めます。特別支援保育・教育の充実に取り組むとともに、質の高い乳幼児教育、保幼小連携教育を行うための環境整備の充実や、保育人材の確保・育成、安全・安心な運営のための環境整備を推進します。人口推計や社会的背景、地域の実情を踏まえ、子ども・子育て環境のより一層の充実を図ります。

上記内容を踏まえ、品川区のこれまでの先駆的に取り組んできた子育て事業や子育て環境のより一層の充実に向けて、「品川区子ども・子育て支援事業計画」を推進するうえでの基本理念を

「子どもの笑顔があふれるまちの実現」

と設定します。

(参考)「品川区長期基本計画」 (本計画は「品川区長期基本計画」を踏まえ、策定します。)

【政策の柱】

子どもの笑顔があふれるまちの実現

【10年後のめざす姿】

○しながわネウボラネットワークをはじめとした、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援体制が確立され、誰もが安心して子どもを産み、楽しく子育てができるまちになっています。
○個々の家庭のライフスタイルに応じた子育てサービスが充実し、すべての子育て世帯が自由に保育・教育環境を選択することが可能となっています。
○地域での子育て力が向上し、地域ぐるみで子どもを見守り育てる、誰もが子どもにやさしく、子どもたちの笑顔があふれるまちになっています。
○児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応が図られるよう、区と学校や警察などの関係機関が連携し、すべての児童が適切な養育を保障され、児童虐待のないまちが実現しています。

【現状と課題】

○区の就学前人口は増加傾向にあります。
○子育てしやすい環境を整備し、地域における子ども・子育て支援を充実しています。
○しながわネウボラネットワークを展開し、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援に取り組んでいます。一方、核家族化・地域社会のつながりの希薄化など、子育ての負担感や不安、孤立感を持つ親が少なくありません。子どもを安心して産み育てられるための支援の充実や、地域社会づくりをより一層推進していく必要があります。
○認可保育園の開設等による園児の受け入れ枠拡大や、オアシスルーム増設による在宅子育て世帯への支援に取り組んでいます。今後も子どもの増加が見込まれる区の傾向を踏まえ、多様なニーズに柔軟に対応できる受け入れ体制を整える必要があります。また、保育・教育の質の向上がより一層求められています。
○児童虐待相談件数が急増しており、要支援・要保護児童への迅速な対応や保護者支援が一層求められるとともに、区立児童相談所の開設準備を進めていく必要があります。

【10年後のめざす姿を実現するための基本的な考え方と主な施策】

1 子育て・親育ちを支援する

○しながわネウボラネットワークなどの妊娠期から子育て期の段階に応じた相談や各種の子育て支援事業により、親育ちをサポートし子育ての悩みや不安の軽減を図ります。
○保育園・幼稚園において子どもを産み育てることの尊さや喜びを体験できる機会の充実を図ります。
○各種訪問事業などアウトリーチ事業を推進するほか、子育て段階に応じた幅広い交流活動やプログラムの提供を支援します。

(主な施策)

◎しながわネウボラネットワークの推進 ◎親育ち支援の充実 ◎子どもの健やかな育成支援の充実

2 子育て力のある地域社会をつくる

○児童センターやすまいるスクールなどを活用し、子育て家庭への支援や相談を行うほか、ボランティアの育成、青少年対策地区委員会と青少年委員等との連携など、地域ぐるみで子育て力の向上を推進します。
○地域において子育てに悩む親の孤立化を防ぐために、地域全体で見守る子育て支援や助け合い活動を支援します。
○児童相談所および子ども家庭支援センターの機能を最大限に発揮し、児童虐待防止への基盤を強固にします。

(主な施策)

◎地域の子育て支援人材の育成と活動支援 ◎保護が必要な子どもと家庭への支援
◎子ども家庭支援センターの充実 ◎区立児童相談所の開設・運営

3 子育て支援・教育機能を拡充・強化する

○子育て家庭全体を支援するため、多様な保育サービスを展開するとともに、医療費の助成など、子育て家庭の経済的負担の軽減を進めていきます。
○特別支援保育・教育の充実に取り組むとともに、質の高い乳幼児教育、保幼小連携教育を行うための環境整備の充実を図ります。
○保育人材の確保・育成を図るとともに、安全・安心な運営を行うための環境整備を推進します。
○人口推計や社会的背景および地域の実情を踏まえ、子ども・子育て環境のより一層の充実を図ります。

(主な施策)

◎子育て支援にともなう相談機能の充実 ◎保育提供体制の充実 ◎在宅子育て支援の充実
◎乳幼児教育・保育の質の向上 ◎区立保育園・幼稚園等の整備
◎保育園・幼稚園における特別支援保育・教育の充実 ◎子育て家庭の経済的負担の軽減

第3章

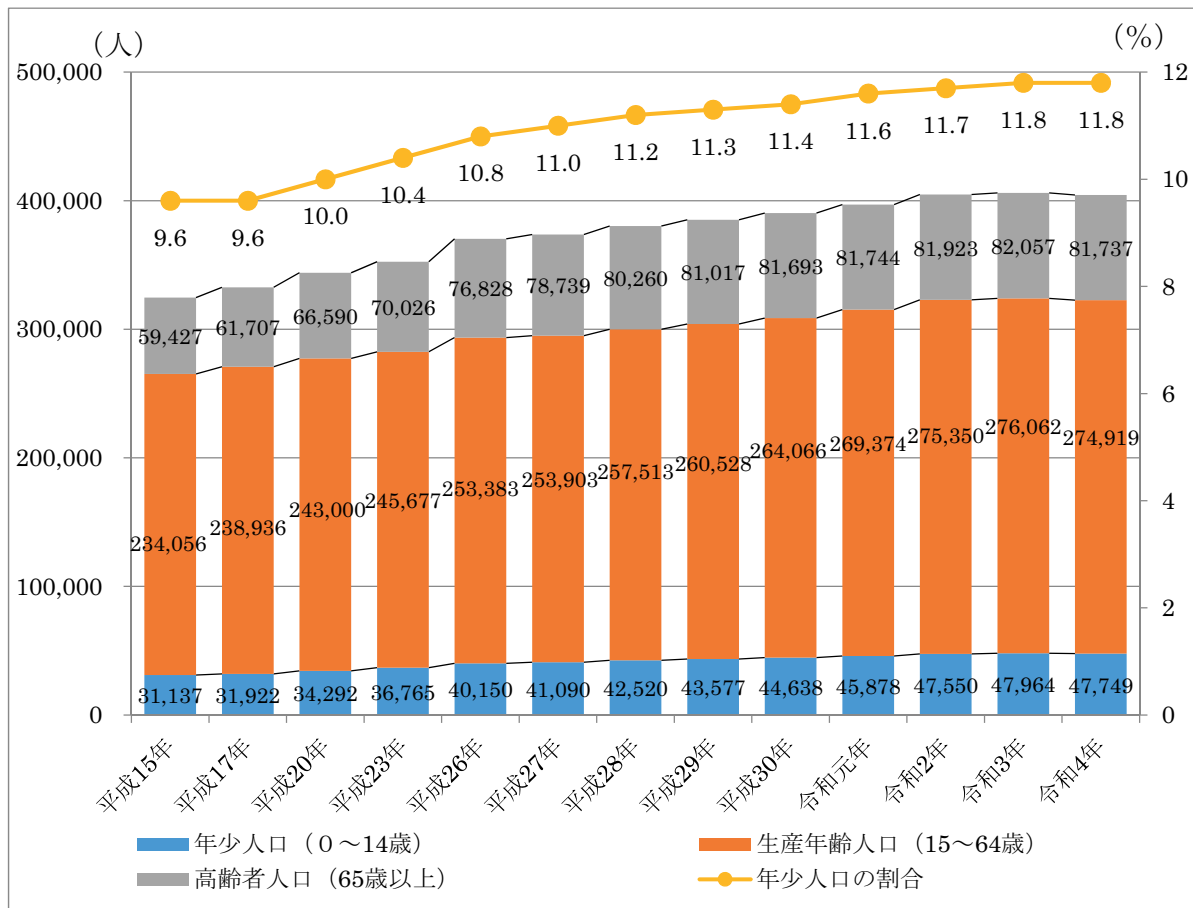
子ども・子育ての現状

1 人口と出生の現状

(1) 年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合

区の年少人口は増加傾向となっておりましたが、令和4年に減少しました。総人口に占める年少人口の割合は、平成27年以降は11%台で推移しています。

■図表3 年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合

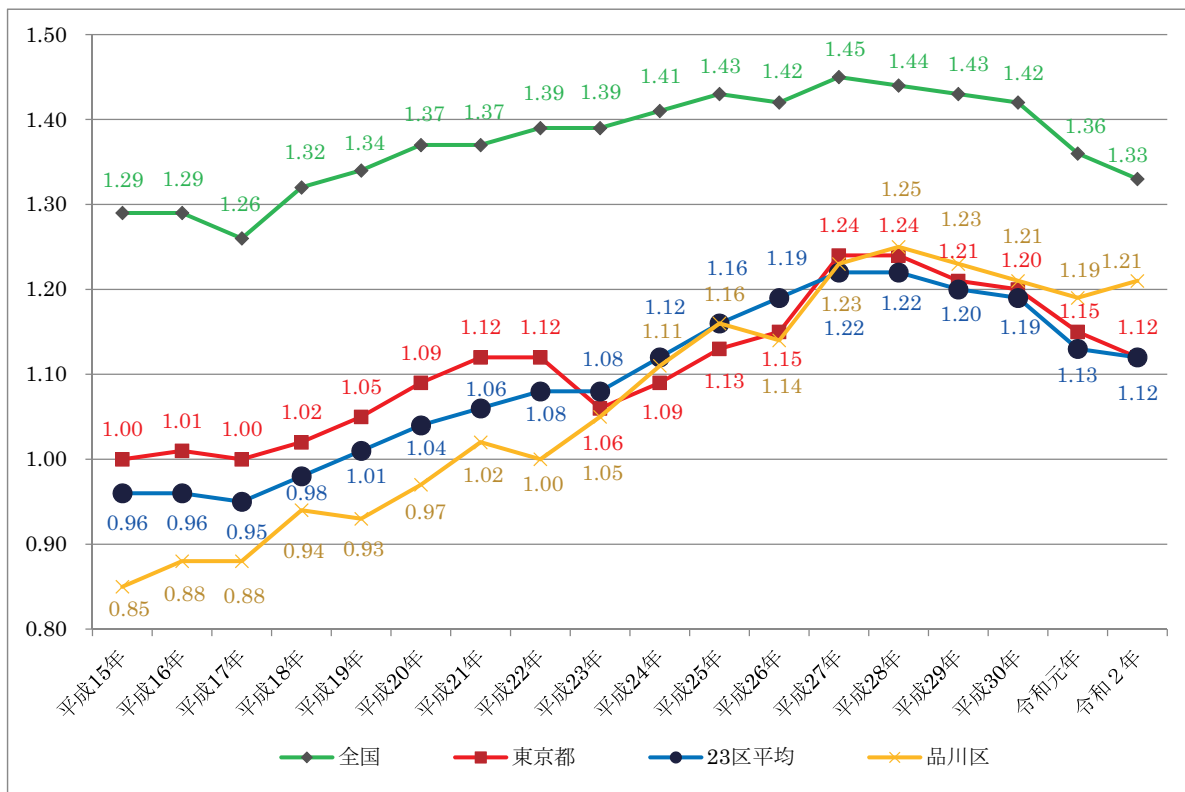


品川区住民基本台帳：各年4月1日の人口 ※平成25年から外国人を含む。

(2) 合計特殊出生率の推移

区の合計特殊出生率は、全国を下回って推移していますが、おおむね上昇傾向がみられ、平成28年以降は東京都や23区平均を上回っています。

■図表4 合計特殊出生率の推移



厚生労働省および東京都福祉保健局（人口動態統計）

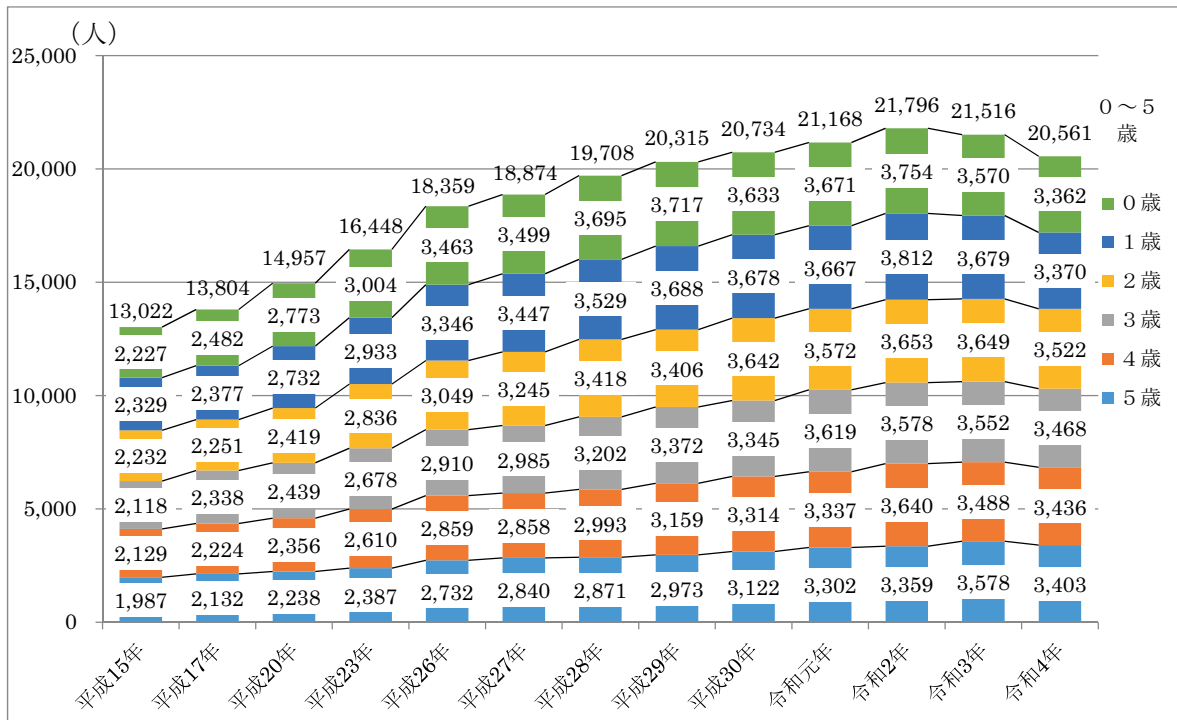


(3) 就学前人口

① 就学前人口の年齢別推移

区の就学前人口は年々増加していましたが、令和2年をピークに減少に転じています。

■図表5 就学前人口の年齢別推移

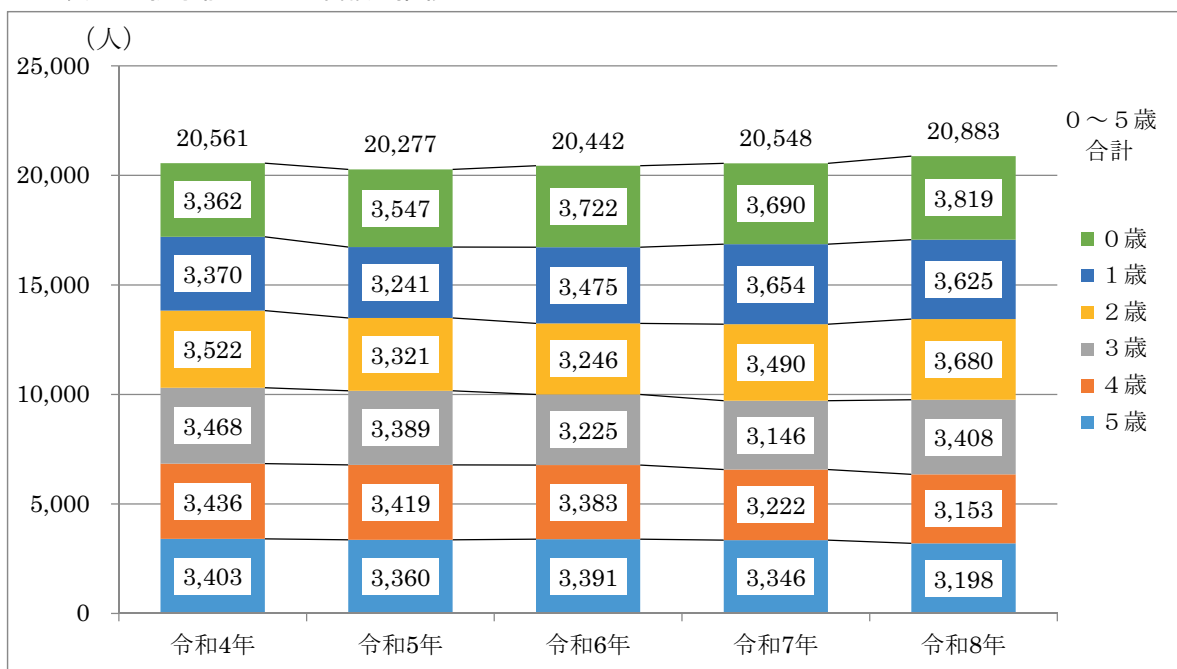


品川区住民基本台帳：各年4月1日の人口 ※平成25年から外国人を含む

② 就学前人口の年齢別推計

就学前人口は、2万人台で微増減が続くと見込まれます。

■図表6 就学前人口の年齢別推移



品川区住民基本台帳、品川区将来人口推計より作成

2 子育て支援の現状

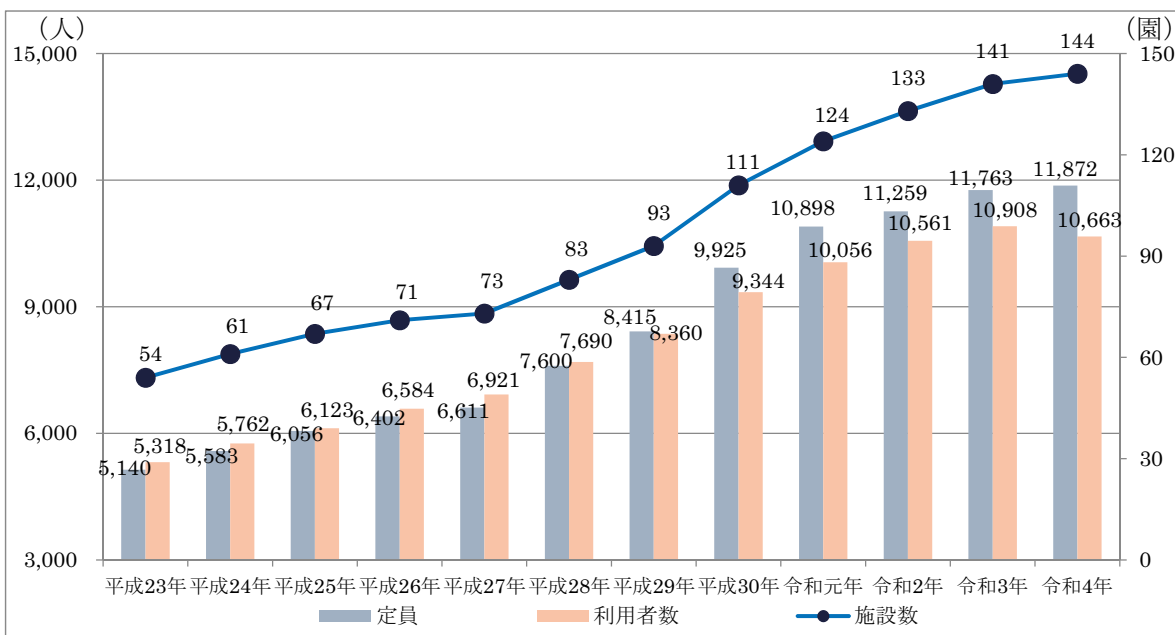
(1) 教育・保育施設の現状

(定員・施設数は区内のみ、利用者数は区内および区外施設の区民の利用人数)

①認可保育園の定員・利用者数・施設数

これまで毎年増加していた利用者数は令和4年に減少しました。

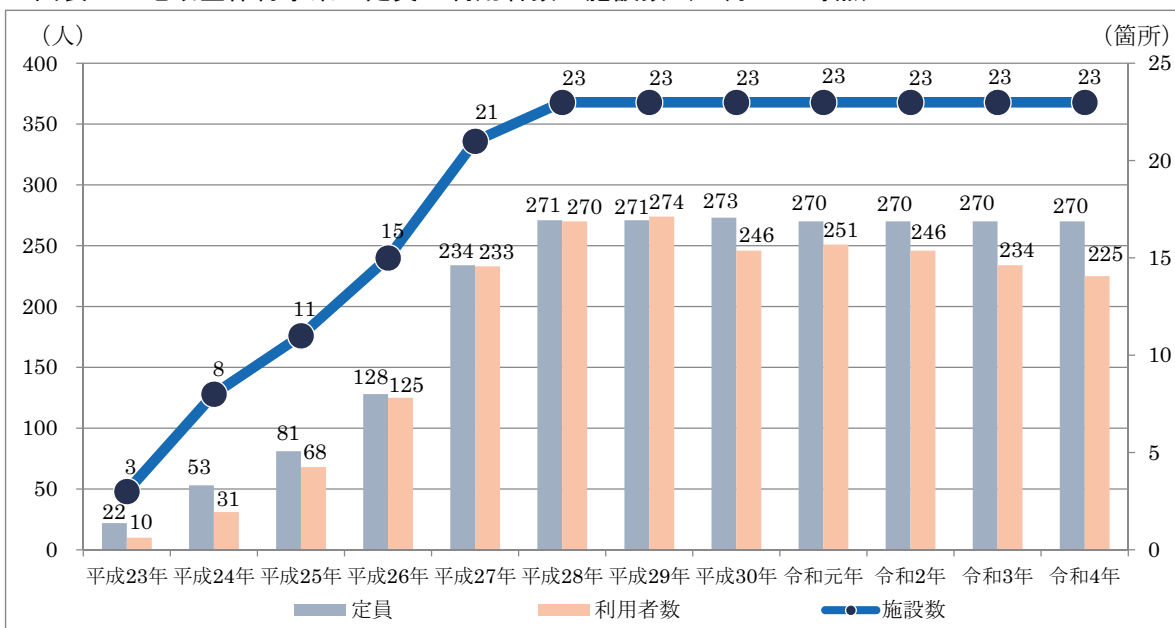
■図表7 認可保育園の定員・利用者数・施設数(4月1日時点)



②地域型保育事業の定員・利用者数・施設数

平成28年に施設数が23箇所となった後、施設数、定員は横ばい、利用者数は令和元年以降微減が続いています。

■図表8 地域型保育事業の定員・利用者数・施設数(4月1日時点)

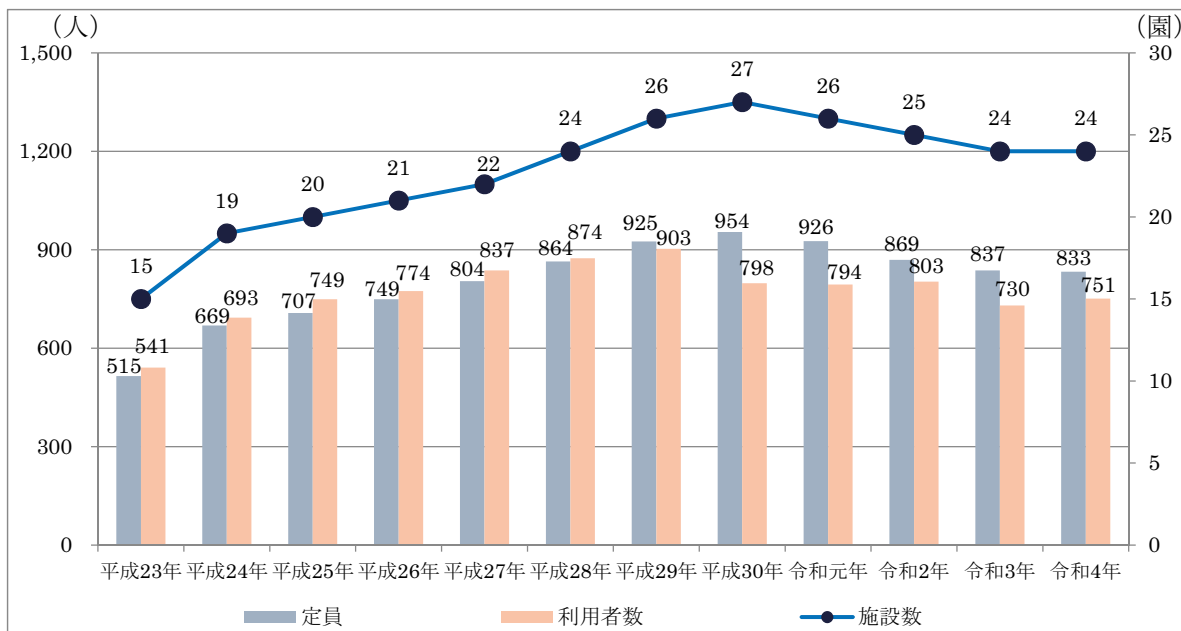


(※家庭の保育事業(保育ママ)から名称変更)

③認証保育所の定員・利用者数・施設数

平成30年までは施設数の増加に伴い定員・利用者数ともに増加傾向にありましたが、以降はいずれも減少傾向にあります。

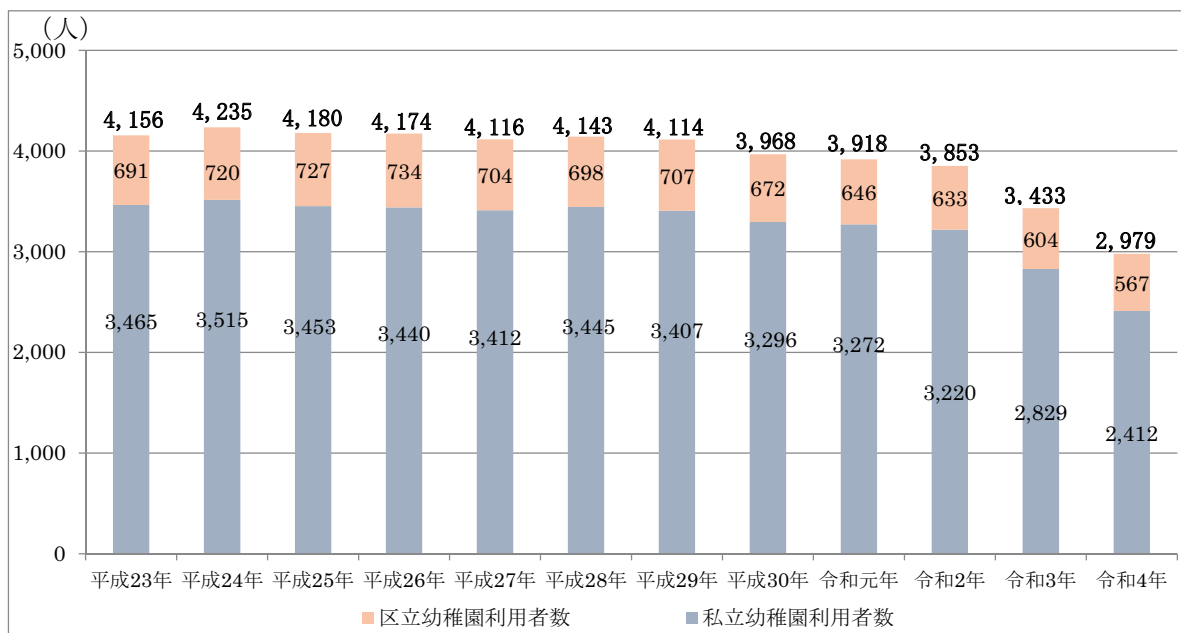
■図表9 認証保育所の定員・利用者数・施設数（4月1日時点）



④幼稚園の利用者数・施設数

平成25年以降は区立10園、私立18園で推移し、定員および利用者数は、おおむね横ばい傾向にありましたが、平成30年以降、利用者数は減少しています。

■図表10 幼稚園の利用者数・施設数（5月1日時点）



年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
区立幼稚園数※	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
私立幼稚園数	20	19	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18

※区立幼稚園数に幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田を含む

⑤支給認定および年齢別保育施設利用者数

■図表 11 支給認定の推移（4月1日時点）（人）

年度	認定	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
H30	1号	—	—	—	20	354	383	757
	2号	—	—	—	2,023	1,914	1,709	5,646
	3号	1,171	2,489	2,515	—	—	—	6,175
R1	1号	—	—	—	36	308	389	733
	2号	—	—	—	2,230	1,999	1,952	6,181
	3号	1,221	2,591	2,690	—	—	—	6,502
R2	1号	—	—	—	36	323	346	705
	2号	—	—	—	2,427	2,245	2,083	6,755
	3号	1,330	2,786	2,656	—	—	—	6,772
R3	1号	—	—	—	41	295	367	703
	2号	—	—	—	2,430	2,371	2,267	7,068
	3号	1,258	2,890	2,953	—	—	—	7,101
R4	1号	—	—	—	37	287	338	662
	2号	—	—	—	2,542	2,337	2,381	7,260
	3号	1,166	2,722	3,066	—	—	—	6,954

■図表 12 区内保育施設の利用者数（0歳）（4月1日時点） ※3号認定（人）

年度	0歳児人口	利用定員	利用者数	利用率 (利用者/人口)	申込者数	入園者数	不承諾者数	待機児童数	待機児発生率 (待機児/申込者)
H30	3,633	1,171	1,047	28.8%	998	870	120	8	0.8%
R1	3,671	1,242	1,111	30.3%	1,046	930	115	1	0.1%
R2	3,754	1,278	1,112	29.6%	1,110	972	138	0	0.0%
R3	3,570	1,332	1,085	30.4%	1,060	941	119	0	0.0%
R4	3,362	1,324	941	28.0%	920	798	122	0	0.0%

■図表 13 区内保育施設の利用者数（1・2歳）（4月1日時点） ※3号認定（人）

年度	1・2歳児人口	利用定員	利用者数	利用率 (利用者/人口)	申込者数	入園者数	不承諾者数	待機児童数	待機児発生率 (待機児/申込者)
H30	7,320	4,107	4,186	57.2%	1,896	1,411	474	11	0.6%
R1	7,239	4,378	4,398	60.8%	1,883	1,345	527	11	0.6%
R2	7,465	4,428	4,496	60.2%	2,085	1,269	805	11	0.5%
R3	7,328	4,594	4,598	62.7%	2,079	1,333	746	1	0.0%
R4	6,892	4,638	4,529	65.7%	1,739	1,088	651	0	0.0%

■図表 14 区内保育施設の利用者数（3歳以上）（4月1日時点） ※2号認定（人）

年度	3～5歳児人口	利用定員	利用者数	利用率 (利用者/人口)	申込者数	入園者数	不承諾者数	待機児童数	待機児発生率 (待機児/申込者)
H30	9,781	5,874	5,155	52.7%	595	502	93	0	0.0%
R1	10,258	6,474	5,591	54.5%	576	449	127	0	0.0%
R2	10,577	6,692	6,002	56.7%	793	572	219	2	0.3%
R3	10,618	6,944	6,189	58.3%	674	543	131	4	0.6%
R4	10,307	7,013	6,172	59.9%	502	366	136	0	0.0%

※保育施設の利用定員・利用者数は、認可保育園・地域型保育事業・認証保育所を合わせた数

※保育施設の申込者数・入園者数は認可保育園・地域型保育事業を合わせた数（認証保育所を含まない）

2 幼児期の教育・保育

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めま
す。

区に居住する子どもの「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業など
の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定します。

①保育の必要性の認定区分

保護者は給付を受ける資格があることの申請を区に行い、それに基づいて区が認定を
行います。

子どものための教育・保育給付認定は、「年齢」と「保育の必要性の有無」により1号
から3号の区分で行われ、区分によって利用できる施設や事業が定められます。

- ・ 1号認定（19条1項1号に該当:教育標準時間認定） 3～5歳 幼児期の学校教育
- ・ 2号認定（19条1項2号に該当:満3歳以上・保育認定） 3～5歳 保育の必要あり
- ・ 3号認定（19条1項3号に該当:満3歳未満・保育認定） 0～2歳 保育の必要あり



■図表 15 各年齢別 教育・保育の量の見込み（ニーズ量）

(人)

教育・保育認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3歳児	1,199	1,192	1,243	901	858
	4歳児	1,202	1,191	1,183	1,064	1,052
	5歳児	1,107	1,197	1,187	1,084	1,092
	計	3,508	3,580	3,613	3,049	3,002
2号認定	3歳児	2,304	2,320	2,449	2,393	2,282
	4歳児	2,310	2,316	2,303	2,117	2,088
	5歳児	2,127	2,330	2,309	2,151	2,172
	計	6,741	6,966	7,061	6,661	6,542
3号認定 ※1	0歳児	1,127	1,183	1,154	1,063	1,111
	1歳児	2,493	2,561	2,580	2,312	2,490
	2歳児	2,342	2,504	2,515	2,399	2,336
	計	5,962	6,248	6,249	5,774	5,937
在宅子育て等 ※2	0歳児	2,731	2,728	2,747	2,476	2,600
	1歳児	1,352	1,309	1,338	965	1,038
	2歳児	1,270	1,280	1,289	903	883
	3歳児	85	55	40	106	101
	4歳児	85	56	52	221	218
	5歳児	77	56	52	121	123
	計	5,600	5,484	5,518	4,792	4,963
	割合	25.7%	24.6%	24.6%	23.63%	24.28%
推計乳幼児数	0歳児	3,858	3,911	3,901	3,547	3,722
	1歳児	3,845	3,870	3,918	3,241	3,475
	2歳児	3,612	3,784	3,804	3,321	3,246
	3歳児	3,588	3,567	3,732	3,389	3,225
	4歳児	3,597	3,563	3,538	3,419	3,383
	5歳児	3,311	3,583	3,548	3,360	3,391
	計	21,811	22,278	22,441	20,277	20,442

※1 3号認定の0歳児の量の見込みは、人口比率約30%で算出している。

※2 在宅子育ての他、認可外保育施設の利用を含む。

■図表 16 内訳（①品川地区）

（人）

教育・保育認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3歳児	175	174	182	156	143
	4歳児	176	174	173	202	197
	5歳児	162	175	173	196	207
	計	513	523	528	554	547
2号認定	3歳児	375	393	409	456	421
	4歳児	376	393	390	367	359
	5歳児	349	394	391	373	393
	計	1,100	1,180	1,190	1,196	1,173
3号認定	0歳児	188	210	211	200	195
	1歳児	388	410	414	470	522
	2歳児	365	402	403	472	456
	計	941	1,022	1,028	1,142	1,173

■図表 17 内訳（②東大井・八潮地区）

（人）

教育・保育認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3歳児	199	197	206	157	145
	4歳児	199	197	196	176	172
	5歳児	184	198	197	221	218
	計	582	592	599	554	535
2号認定	3歳児	396	398	416	424	393
	4歳児	397	397	395	398	387
	5歳児	367	400	396	384	380
	計	1,160	1,195	1,207	1,206	1,160
3号認定	0歳児	195	207	209	181	196
	1歳児	421	434	438	437	420
	2歳児	396	425	426	413	445
	計	1,012	1,066	1,073	1,031	1,061

■図表 18 内訳（③大崎地区）

(人)

教育・保育認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3歳児	142	141	147	81	78
	4歳児	142	141	140	128	127
	5歳児	131	141	140	81	82
	計	415	423	427	290	287
2号認定	3歳児	204	213	225	273	264
	4歳児	205	212	210	229	226
	5歳児	183	214	211	242	246
	計	592	639	646	744	736
3号認定	0歳児	114	126	127	121	125
	1歳児	275	288	290	242	274
	2歳児	258	281	282	246	229
	計	647	695	699	609	628

■図表 19 内訳（④大井地区）

(人)

教育・保育認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3歳児	217	216	225	180	170
	4歳児	218	216	214	200	200
	5歳児	200	217	215	203	200
	計	635	649	654	583	570
2号認定	3歳児	444	439	470	433	412
	4歳児	445	438	436	436	434
	5歳児	412	441	437	441	437
	計	1,301	1,318	1,343	1,310	1,283
3号認定	0歳児	192	193	171	186	201
	1歳児	440	446	445	426	431
	2歳児	412	436	437	396	404
	計	1,044	1,075	1,053	1,008	1,036

■図表 20 内訳（⑤五反田地区）

(人)

教育・保育認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3歳児	240	239	249	129	126
	4歳児	241	239	237	176	175
	5歳児	222	240	238	221	219
	計	703	718	724	526	520
2号認定	3歳児	451	461	493	449	438
	4歳児	452	460	459	374	370
	5歳児	416	463	460	356	352
	計	1,319	1,384	1,412	1,179	1,160
3号認定	0歳児	246	267	254	197	206
	1歳児	520	545	551	373	427
	2歳児	490	533	539	474	436
	計	1,256	1,345	1,344	1,044	1,069

■図表 21 内訳（⑥荏原地区）

(人)

教育・保育認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3歳児	226	225	234	198	196
	4歳児	226	224	223	182	181
	5歳児	208	226	224	162	166
	計	660	675	681	542	543
2号認定	3歳児	434	416	436	358	354
	4歳児	435	416	413	313	312
	5歳児	400	418	414	355	364
	計	1,269	1,250	1,263	1,026	1,030
3号認定	0歳児	192	180	182	178	188
	1歳児	449	438	442	364	416
	2歳児	421	427	428	398	366
	計	1,062	1,045	1,052	940	970

(2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期

①教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策

計画期間の「量の見込み」に対する「確保方策」を定め、必要な教育・保育施設および地域型保育事業を整備します。

■図表 22 各認定別 教育・保育の量の見込みに対する確保方策 (人)

教育・保育認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(3～5歳児・教育標準時間認定) 1号認定	量の見込み①	3,508	3,580	3,613	3,049	3,002
	確保方策 計②	4,017	4,018	4,018	3,760	3,730
	(内訳)					
	教育・保育施設	728	729	729	776	746
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	3,289	3,289	3,289	2,984	2,984
	② - ①	509	438	405	711	728
(3～5歳児・保育認定) 2号認定	量の見込み①	6,741	6,966	7,061	6,661	6,542
	確保方策 計②	6,749	7,120	7,255	7,150	7,193
	(内訳)					
	教育・保育施設	6,608	6,979	7,114	7,055	7,102
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	141	141	141	95	91
	② - ①	8	154	194	489	651
(0～2歳児・保育認定) 3号認定	量の見込み①	5,962	6,248	6,249	5,774	5,937
	確保方策 計②	5,983	6,316	6,421	6,074	6,057
	(内訳)					
	教育・保育施設	4,709	5,072	5,177	5,057	5,111
	地域型保育事業	275	275	275	256	244
	その他	999	969	969	761	702
	② - ①	21	68	172	300	120

・教育・保育施設：保育園、幼稚園、認定こども園

・地域型保育事業：家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

・その他：東京都認証保育所、私立幼稚園(私学助成)、企業主導型保育、就学前乳幼児教育施設(幼児教育部門)

※次ページ以降、各地区別の内訳で、一部の教育・保育提供区域の認定区分において確保方策が量の見込みを下回っていますが、隣接する区域も含めて需給のバランスが取れる見込みです。

■図表 23 内訳（①品川地区）

(人)

教育・保育認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (3～5歳 児・教育 標準時間 認定)	量の見込み①	513	523	528	554	547
	確保方策 計②	699	699	699	821	821
	(内訳)					
	教育・保育施設	209	209	209	271	271
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	490	490	490	550	550
② - ①	186	176	171	267	274	
2号認定 (3～5歳 児・保育 認定)	量の見込み①	1,100	1,180	1,190	1,196	1,173
	確保方策 計②	1,102	1,237	1,237	1,281	1,313
	(内訳)					
	教育・保育施設	1,056	1,191	1,191	1,249	1,285
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	46	46	46	32	28
② - ①	2	57	47	85	140	
3号認定 (0～2歳 児・保育 認定)	量の見込み①	941	1,022	1,028	1,142	1,173
	確保方策 計②	942	1,047	1,047	1,035	1,024
	(内訳)					
	教育・保育施設	753	858	858	887	911
	地域型保育事業	27	27	27	22	22
	その他	162	162	162	126	91
② - ①	1	25	19	-107	-149	

■図表 24 内訳（②東大井・八潮地区）

(人)

教育・保育認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (3～5歳 児・教育 標準時間 認定)	量の見込み①	582	592	599	554	535
	確保方策 計②	447	447	447	229	229
	(内訳)					
	教育・保育施設	127	127	127	124	124
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	320	320	320	105	105
② - ①	-135	-145	-152	-325	-306	
2号認定 (3～5歳 児・保育 認定)	量の見込み①	1,160	1,195	1,207	1,206	1,160
	確保方策 計②	1,160	1,250	1,250	1,278	1,314
	(内訳)					
	教育・保育施設	1,139	1,229	1,229	1,254	1,290
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	21	21	21	24	24
② - ①	0	55	43	72	154	
3号認定 (0～2歳 児・保育 認定)	量の見込み①	1,012	1,066	1,073	1,031	1,061
	確保方策 計②	1,012	1,082	1,082	1,062	1,068
	(内訳)					
	教育・保育施設	767	837	837	851	881
	地域型保育事業	27	27	27	28	28
	その他	218	218	218	183	159
② - ①	0	16	9	31	7	

■図表 25 内訳（③大崎地区）

(人)

教育・保育認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (3～5歳 児・教育 標準時間 認定)	量の見込み①	415	423	427	290	287
	確保方策 計②	315	315	315	185	185
	(内訳)					
	教育・保育施設	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	315	315	315	185	185
② - ①	-100	-108	-112	-105	-102	
2号認定 (3～5歳 児・保育 認定)	量の見込み①	592	639	646	744	736
	確保方策 計②	594	639	684	620	620
	(内訳)					
	教育・保育施設	588	633	678	618	618
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	6	6	6	2	2
② - ①	2	0	38	-124	-116	
3号認定 (0～2歳 児・保育 認定)	量の見込み①	647	695	699	609	628
	確保方策 計②	663	698	733	660	660
	(内訳)					
	教育・保育施設	405	440	475	425	425
	地域型保育事業	28	28	28	28	28
	その他	230	230	230	207	207
② - ①	16	3	34	51	32	

■図表 26 内訳（④大井地区）

(人)

教育・保育認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (3～5歳 児・教育 標準時間 認定)	量の見込み①	635	649	654	583	570
	確保方策 計②	1,237	1,237	1,237	1,201	1,171
	(内訳)					
	教育・保育施設	212	212	212	196	166
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	1,025	1,025	1,025	1,005	1,005
② - ①	602	588	583	618	601	
2号認定 (3～5歳 児・保育 認定)	量の見込み①	1,301	1,318	1,343	1,310	1,283
	確保方策 計②	1,302	1,321	1,366	1,196	1,171
	(内訳)					
	教育・保育施設	1,275	1,294	1,339	1,189	1,164
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	27	27	27	7	7
② - ①	1	3	23	-114	-112	
3号認定 (0～2歳 児・保育 認定)	量の見込み①	1,044	1,075	1,053	1,008	1,036
	確保方策 計②	1,046	1,081	1,116	1,026	1,026
	(内訳)					
	教育・保育施設	913	978	1,013	902	902
	地域型保育事業	54	54	54	55	55
	その他	79	49	49	69	69
② - ①	2	6	63	18	-10	

■図表 27 内訳（⑤五反田地区）

(人)

教育・保育認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (3～5歳 児・教育 標準時間 認定)	量の見込み①	703	718	724	526	520
	確保方策 計②	391	391	391	397	397
	(内訳)					
	教育・保育施設	97	97	97	103	103
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	294	294	294	294	294
② - ①	-312	-327	-333	-129	-123	
2号認定 (3～5歳 児・保育 認定)	量の見込み①	1,319	1,384	1,412	1,179	1,160
	確保方策 計②	1,320	1,392	1,437	1,448	1,448
	(内訳)					
	教育・保育施設	1,279	1,351	1,396	1,432	1,432
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	41	41	41	16	16
② - ①	1	8	25	269	288	
3号認定 (0～2歳 児・保育 認定)	量の見込み①	1,256	1,345	1,344	1,044	1,069
	確保方策 計②	1,258	1,346	1,381	1,226	1,214
	(内訳)					
	教育・保育施設	960	1,048	1,083	1,052	1,052
	地域型保育事業	51	51	51	34	22
	その他	247	247	247	140	140
② - ①	2	1	37	182	145	

■図表 28 内訳（⑥荏原地区）

(人)

教育・保育認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (3～5歳 児・教育 標準時間 認定)	量の見込み①	660	675	681	542	543
	確保方策 計②	928	929	929	927	927
	(内訳)					
	教育・保育施設	83	84	84	82	82
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	845	845	845	845	845
② - ①	268	254	248	385	384	
2号認定 (3～5歳 児・保育 認定)	量の見込み①	1,269	1,250	1,263	1,026	1,030
	確保方策 計②	1,271	1,281	1,281	1,327	1,327
	(内訳)					
	教育・保育施設	1,271	1,281	1,281	1,313	1,313
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	14	14
② - ①	2	31	18	301	297	
3号認定 (0～2歳 児・保育 認定)	量の見込み①	1,062	1,045	1,052	940	970
	確保方策 計②	1,062	1,062	1,062	1,065	1,065
	(内訳)					
	教育・保育施設	911	911	911	940	940
	地域型保育事業	88	88	88	89	89
	その他	63	63	63	36	36
② - ①	0	17	10	125	95	

■図表 29 品川区子ども・子育て支援事業計画（確保方策の内訳）

	令和2年度(1年目)						令和3年度(2年目)							
	3号		2号	1号	2号	1号	人数計	3号		2号	1号	2号	1号	人数計
	0歳	1・2歳	3歳	4・5歳		園数	0歳	1・2歳	3歳	4・5歳		園数		
教育・保育施設	1,012	3,697	2,196	8	4,412	720	12,045	1,105	3,967	2,338	8	4,641	721	12,780
							143							152
保育園	942	3,460	2,053	0	4,132	0	10,587	1,035	3,730	2,195	0	4,351	0	11,311
							125							134
幼稚園	0	0	0	0	0	660	660	0	0	0	0	0	660	660
							9							9
認定こども園	70	237	143	8	280	60	798	70	237	143	8	290	61	809
							9							9
地域型保育事業	76	199	0	0	0	0	275	76	199	0	0	0	0	275
							28							28
家庭的保育	2	6	0	0	0	0	8	2	6	0	0	0	0	8
							2							2
小規模保育	74	188	0	0	0	0	262	74	188	0	0	0	0	262
							21							21
事業所内保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
							0							0
居宅訪問型保育	0	5	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	5
							5							5
その他	273	726	102	1,022	39	2,267	4,429	267	702	102	1,022	39	2,267	4,399
							55							54
認証保育所	221	568	82	0	19	0	890	215	544	82	0	19	0	860
							25							24
幼稚園(私学助成)	0	0	0	1,004	0	2,231	3,235	0	0	0	1,004	0	2,231	3,235
							18							18
企業主導型保育	52	158	20	0	20	0	250	52	158	20	0	20	0	250
							11							11
就学前乳幼児教育施設	0	0	0	18	0	36	54	0	0	0	18	0	36	54
							1							1
年度合計	16,749						16,749	17,454						17,454
							226							234
各区分ごとの計	1,361	4,622	2,298	1,030	4,451	2,987	16,749	1,448	4,868	2,440	1,030	4,680	2,988	17,454
保育(2・3号)の合計	12,732							13,436						

令和4年度(3年目)							令和5年度(4年目)							令和6年度(5年目)						
3号		2号	1号	2号	1号	人数計	3号		2号	1号	2号	1号	人数計	3号		2号	1号	2号	1号	人数計
0歳	1・2歳	3歳		4・5歳		園数	0歳	1・2歳	3歳		4・5歳		園数	0歳	1・2歳	3歳		4・5歳		園数
1,132	4,045	2,383	8	4,731	721	13,020	1,069	3,988	2,355	32	4,700	744	12,888	1,084	4,027	2,379	32	4,723	714	12,959
						155							159							161
1,062	3,808	2,240	0	4,441	0	11,551	992	3,711	2,180	0	4,340	0	11,223	1,007	3,750	2,204	0	4,363	0	11,324
						137							138							140
0	0	0	0	0	660	660	0	0	0	20	0	675	695	0	0	0	20	0	645	665
						9							10							10
70	237	143	8	290	61	809	77	277	175	12	360	69	970	77	277	175	12	360	69	970
						9							11							11
76	199	0	0	0	0	275	69	187	0	0	0	0	256	65	179	0	0	0	0	244
						28							26							25
2	6	0	0	0	0	8	2	8	0	0	0	0	10	2	8	0	0	0	0	10
						2							2							2
74	188	0	0	0	0	262	67	174	0	0	0	0	241	63	166	0	0	0	0	229
						21							19							18
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
						0							0							0
0	5	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	5
						5							5							5
267	702	102	1,022	39	2,267	4,399	198	563	47	922	48	2,062	3,840	183	519	43	922	48	2,062	3,777
						54							50							48
215	544	82	0	19	0	860	172	475	37	0	33	0	717	157	431	33	0	33	0	654
						24							21							19
0	0	0	1,004	0	2,231	3,235	0	0	0	904	0	2,026	2,930	0	0	0	904	0	2,026	2,930
						18							17							17
52	158	20	0	20	0	250	26	88	10	0	15	0	139	26	88	10	0	15	0	139
						11							11							11
0	0	0	18	0	36	54	0	0	0	18	0	36	54	0	0	0	18	0	36	54
						1							1							1
17,694						17,694	16,984						16,984	16,980						16,980
						237							235							234
1,475	4,946	2,485	1,030	4,770	2,988	17,694	1,336	4,738	2,402	954	4,748	2,806	16,984	1,332	4,725	2,422	954	4,771	2,776	16,980
13,676							13,224							13,250						

3 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、地域の実情に応じて実施するものです。

ここでは、計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。量の見込みにあたっては、「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。

地域子ども・子育て支援事業

- (1) 利用者支援に関する事業
- (2) 時間外保育事業
- (3) 放課後児童健全育成事業
- (4) 子育て短期支援事業
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業
- (6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- (7) 地域子育て支援拠点事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 病児保育事業
- (10) 子育て援助活動支援事業
- (11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業



(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

子ども・子育て支援に関わる情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業です。利用希望を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

現在の取り組み

①しながわっ子 子育てかんがるープラン（保育課）

妊娠中の方から小学校就学前までの保護者を対象に、ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランの作成を支援しています。

■図表 30 しながわっ子 子育てかんがるープラン実績数 (件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談件数	595	568	385	237	216

②子育てひろば事業相談（子ども育成課）

少子化や育児の孤立化にともなう子育ての不安などの対応として、児童センターやふれあい交流室（ぷりすくーる西五反田内）で子育て相談を実施しています。

■図表 31 子育てひろば事業相談件数実績数 (件)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
全相談件数		2,544	2,506	3,177	2,906	3,335
内訳	児童センター	2,392	2,281	3,012	2,837	3,237
	ふれあい交流室	152	225	165	69	98

③しながわネウボラネットワーク（保健センター・子ども家庭支援センター）

5 しながわネウボラネットワーク（P.56～60）に記載

これまでの成果および実施状況

①しながわっ子 子育てかんがるープラン（保育課）

ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランを作成する支援を実施しています。

②子育てひろば事業相談（子ども育成課・保育課）

少子化や育児の孤立化に伴う子育ての不安などの対応として、児童センターやふれあい交流室（ぷりすくーる西五反田内）で相談を受け付けています。各施設では、相談内容に応じ、情報の提供、および適切な機関につなげています。

今後の課題と方向性

親子で利用できる施設や子育て支援事業の紹介などの多様な子育てに関する相談に対応するため、保育園での保育体験やチャイルドステーション事業、子ども・子育て支援に関わる情報提供等を、利用者のニーズに合わせて引き続き進めます。

量の見込みと確保方策

(件)

量の見込み①					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
しながわっ子 子育てかんがるープラン	403	411	368	363	366
確保方策②					
しながわっ子 子育てかんがるープラン	403	411	368	363	366
②-①	0	0	0	0	0

【算出の考え方】

令和元年度の実績値をベースに将来人口推計における0～5歳児の人口増減率を掛け合わせて算出しました。



(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育園の保育時間は、保護者の勤務時間やその他の状況を考慮して定めています。小学校就学前の子どもに対する保育が必要な時間帯に応じて、適切な目標事業量を設定します。

また時間外保育事業は、保育の必要性に応じて保育標準時間（11時間保育）と保育短時間（8時間保育）の2区分に対応して設定されています。

現在の取り組み

①延長夜間保育（保育標準時間認定対象）（保育課・保育支援課）

基本開園時間（午前7時30分から午後6時30分）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

②時間内延長保育（保育短時間認定対象）（保育課・保育支援課）

基本開園時間（午前7時30分から午後6時30分）以内に8時間を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

■図表 32 延長保育の実施園数（令和4年4月1日時点）

（カ所）

	実施時間	公立保育園	私立保育園
延長早朝保育	午前7時00分～午前7時30分	0	12
	午前7時15分～午前7時30分	0	1
	午前7時20分～午前7時30分	0	1
延長夜間保育	午後6時30分～午後7時30分	33	22
	午後6時30分～午後8時00分	0	14
	午後6時30分～午後8時30分	7	61
	午後6時30分～午後9時00分	0	1
	午後6時30分～午後9時30分	0	0
	午後6時30分～午後10時00分	6	0
延長夜間保育実施園合計		46	98

■図表 33 公立園延長保育（標準時間認定）の利用状況（延べ人数）

（人）

年度	1時間延長	2時間延長	3時間30分延長	合計	利用者数
平成29年度	72,900	16,375	2,801	92,076	2,662
平成30年度	68,456	13,880	1,855	84,191	2,611
令和元年度	60,425	10,327	1,919	72,671	2,439
令和2年度	24,741	5,179	820	30,740	1,649
令和3年度	23,741	5,017	735	29,493	1,543

■図表 34 公立園延長保育（短時間認定）の利用状況（延べ人数） (人)

年度	1 時間延長	2 時間延長	3 時間延長	合 計	利用者数
平成 29 年度	2,762	615	195	3,572	417
平成 30 年度	2,172	635	264	3,071	418
令和元年度	1,875	663	219	2,757	413
令和 2 年度	1,445	356	132	1,933	324
令和 3 年度	1,451	447	88	1,986	291

■図表 35 私立園延長保育（標準時間認定）の利用状況（延べ人数） (人)

年度	早朝	1 時間延長	2 時間延長	合 計	利用者数
平成 29 年度	1,384	69,837	23,845	95,066	2,136
平成 30 年度	2,197	89,402	25,660	117,259	2,800
令和元年度	5,888	95,700	25,551	127,139	3,228
令和 2 年度	4,715	56,815	10,687	72,217	2,470
令和 3 年度	2,521	55,512	9,192	67,225	2,781

■図表 36 私立園延長保育（短時間認定）の利用状況（延べ人数） (人)

年度	早朝	1 時間延長	2 時間延長	合 計	利用者数
平成 29 年度	1,745	10,494	766	13,005	311
平成 30 年度	3,071	16,401	829	20,301	462
令和元年度	2,801	17,610	715	21,126	501
令和 2 年度	2,029	10,229	552	12,810	415
令和 3 年度	2,598	12,589	469	15,656	517

これまでの成果および実施状況

公立園では全園で午後 6 時 30 分から 7 時 30 分までの延長保育を実施しており、園によっては最長で午後 10 時までの夜間保育を実施しています。

私立園についても全園で延長保育を実施しておりますが、各園で利用方法や延長保育料が異なります。保護者のニーズは高く、利用者数は増加しています。

今後の課題と方向性

国が進める働き方改革の影響等から、育児短時間勤務等の多様な働き方が浸透してきております。この状況を踏まえ、今後も保護者のニーズを把握した上で、子どもの保育環境が保障できるよう適切な制度設計を図っていきます。

量の見込みと確保方策

(人)

ニーズ量					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外保育事業	6,541	6,594	6,631	6,687	6,765
量の見込み①					
時間外保育事業	7,265	7,661	5,920	6,015	5,990
確保方策②					
時間外保育事業	7,265	7,661	5,920	6,015	5,990
②-①	0	0	0	0	0

【算出の考え方】

公立園については、令和3年度の実績に令和2年度から令和3年度の増減率を掛け合わせて算出しました。私立園については、1園あたり利用者数の過去4か年実績平均値を算出し、1園あたりの利用者数×園数にて見込み量を算出しました。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校就学前の子どもに関わる保育との連続性を重視して、放課後児童健全育成事業の利用希望を勘案し、適切な目標事業量を設定します。

また、本区では、平成13年度に「すまいるスクール」を開設し、平成16年度から国に先駆けて「放課後子ども総合プラン※」として放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施しています。

※「放課後子ども総合プラン」とは、共働き家庭などの「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力して一体型を中心とした放課後児童クラブや放課後子供教室を計画的に整備するものです。

現在の取り組み

①すまいるスクール（子ども育成課）

放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業中に、学習や遊び、スポーツができる小学生の場所として、「すまいるスクール」を小学校および義務教育学校内に開設しています。

学校や地域のボランティア、PTAの協力を得ながら、多彩な事業を展開しています。

■図表 37 すまいるスクール登録数・登録率 (人)

		令和2年3月末		令和3年3月末		令和4年3月末	
		児童数	登録数	児童数	登録数	児童数	登録数
全児童数		15,879	10,752	16,595	11,046	16,810	9,058
内訳	低学年	8,319	7,743	8,757	8,002	9,021	7,432
	高学年	7,560	3,009	7,838	3,044	7,789	1,626
1校平均		429	291	449	299	454	245
登録率		—	67.7	—	66.6	—	53.9

■図表 38 すまいるスクール参加児童数（延べ人数） (人)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	平日	土曜	平日	土曜	平日	土曜
全児童数	814,681	30,530	386,874	7,135	609,657	10,888
1日平均	3,339	611	1,592	143	2,509	218
登録参加率	31.1	5.7	14.4	1.3	27.7	2.4

これまでの成果および実施状況

すまいるスクールは、放課後児童クラブと放課後子供教室を、一体的に運営している事業で、平成16年度より実施しています。

平成28年度に事業の見直しを図り、午後7時まで運営時間を延長しました。(午後6時以降は1～3年生が利用可)、また、午後5時を超えて利用する児童には、間食の提供を行っています。

令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、感染対策を図りながら児童の受け入れを行いました。保護者が就労している場合や、就労家庭以外でも児童が一人で過ごすことが難しい場合には、日を特定して利用できることとし、保護者へ協力を依頼しながら受け入れを行っています。

今後の課題と方向性

国がすすめる「新・放課後子ども総合プラン」をふまえ、すべての区立小学校および義務教育学校で、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に運営しています。児童が安全・安心に活動できる場所として、家庭や学校との連携を進めるとともに、地域の方などとの協働で児童の健全育成を推進します。

すまいるスクールの参加を通じて、異学年が交流しながら遊びのルールを守ることや、地域ボランティアによる様々な教室活動の体験から、社会性・自主性が身につくよう活動の幅をひろげるなど働きかけていきます。また、お知らせの発行や保護者会の実施のほか、近隣の幼稚園・保育園とのかかわりを持つことで、保護者や地域住民に対しすまいるスクールの活動について周知をしていきます。

すまいるスクールの実施においては、子ども未来部と教育委員会・学校との連携が欠かせません。児童数の増加に伴う学級数増などや学校改築による活動場所の調整等、課題解決に向けて情報共有を行い、事業の充実を図ります。

今後も、運営においては、子どもの発達や自宅での生活場所にも配慮しつつ、社会状況の変化や保護者の就労等の状況に対応するため、引き続き運営時間を午後7時まで延長(1～3年生)し、感染症対策を図りながらすまいるスクール事業を継続して実施いたします。

量の見込みと確保方策

(人)

量の見込み①（ニーズ量）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	3,024	3,026	3,036	2,917	2,909
2年生	2,739	2,874	2,667	2,820	2,733
3年生	2,299	2,434	2,130	2,106	2,239
4年生	1,584	1,648	1,082	1,156	1,137
5年生	884	884	440	457	489
6年生	409	427	184	189	198
登録児童数計	10,939	11,293	9,539	9,749	9,943
確保方策②					
放課後児童健全育成事業	10,939	11,293	9,539	9,749	9,943
②-①	0	0	0	0	0

【算出の考え方】

6～11歳児（1～6年生）の人口推計を基礎値に、令和4年度のすまいるスクール学年別平均登録率を掛け合わせて算出しました。

新型コロナウイルス感染症感染拡大をきっかけに、低学年児童や就労家庭など、本来放課後等の居場所を必要としている児童の利用が中心となっています。

(4) 子育て短期支援事業

(短期入所生活援助(ショートステイ)事業/夜間養護等(トワイライトステイ)事業)

保護者の疾病や仕事などにより、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。利用希望量を勘案し、また他の子育て援助活動支援事業などによる対応を考慮し、適切な目標事業量を設定します。

現在の取り組み

① 子育て家庭在宅サービス事業(子ども家庭支援センター)

《短期入所生活援助(ショートステイ)事業》

1歳から15歳を対象に、保護者が、冠婚葬祭、疾病、出産等による入院など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合などに、児童施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行っています。

■ 図表 39 ショートステイ 事業実績数 (件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	17	26	30	20	31
延べ宿泊数	125	130	87	99	173

《夜間養護等(トワイライトステイ)事業》

保護者が、仕事等の理由により、夜間不在となり児童の養育が困難となった場合に、児童施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かっています。

■ 図表 40 トワイライトステイ 事業実績数 (件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	78	86	84	36	35
延べ利用回数	2,016	1,656	1,637	560	543

これまでの成果および実施状況

ショートステイについては、保護者の疾病・出産等による入院、冠婚葬祭などでお子さんの養育が一時的に困難となった時に加え、育児不安や育児疲れ、看病疲れなどの理由でお子さんの養育ができないとき、短期的に支援しました。

今後の課題と方向性

子育て支援と要保護児童対策の両面から引き続き支援していきます。

また、令和4年4月から生後5日から1歳未満のお子さんをお預かりして支援をする「乳幼児ショートステイ事業」を開始しました。

量の見込みと確保方策

①短期入所生活援助（ショートステイ）事業

(件)

量の見込み①（ニーズ量）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ショートステイ事業	100	170	300	330	360
確保方策②					
ショートステイ事業	100	170	300	330	360
②-①	0	0	0	0	0

②夜間養護等（トワイライトステイ）事業

(件)

量の見込み①（ニーズ量）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
トワイライトステイ事業	560	560	1,000	1,000	1,000
確保方策②					
トワイライトステイ事業	560	560	1,000	1,000	1,000
②-①	0	0	0	0	0

【算出の考え方】

ショートステイは延べ宿泊数、トワイライトステイは延べ利用回数の実績を基に算出しました。



(5) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児期早期は育児不安を強く感じる母親が多いため、保健センターなどによる家庭訪問を実施する事業です。出生数を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

現在の取り組み

①すくすく赤ちゃん訪問事業（保健センター・子ども育成課）

母子保健法に基づく保健指導ならびに児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業として、生後4カ月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握などを行います。訪問を受けられなかった家庭にも、児童センター職員が訪問し、各種の子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安の解消を図っています。

■図表 41 すくすく赤ちゃん訪問事業訪問件数など (件)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
訪問件数		3,110	3,193	3,330	2,669	2,922
内訳	保健センター	3,102	3,181	3,289	2,603	2,835
	児童センター	8	12	41	66	87
出生通知票受理件数		2,183	2,002	2,017	1,830	1,577
出生数		3,734	3,818	3,751	3,783	3,617
訪問率		83.3%	83.6%	88.8%	70.6%	80.8%

※訪問率は、訪問件数を出生数で除した数値。

これまでの成果および実施状況

出生通知票による申込みのない家庭へ手紙による予告訪問に加え、平成 28 年 6 月から、おおむね産後 1 カ月までに、原則電話による状況把握と相談を行う産後全戸電話を開始し、訪問申込みの再周知を図っています。出産後の支援として広く育児や子育て支援情報を届けるとともに、親子の健康に関する相談を行い、子育て家庭の孤立化防止に資することができました。

訪問率は、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、70.6%でしたが、令和 3 年度は 80.8%となっています。また、病院からの連絡を含め把握率は 90%を超えています。なお、すくすく赤ちゃん訪問事業で把握できなかった乳児家庭については、4 カ月児健診、その後の調査等で 100%の状況把握ができています。

今後の課題と方向性

育児不安の解消や保護者の孤立化防止は、虐待の発生予防にも通じる重要な取り組みです。

妊娠期からの相談事業での面談等、さまざまな機会をとらえ一層の周知を図り訪問へつなげていきます。

量の見込みと確保方策

(件)

量の見込み①					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数	3,279	3,363	2,878	3,079	3,228
確保方策②					
訪問件数	3,279	3,363	2,878	3,079	3,228
②-①	0	0	0	0	0

【算出の考え方】

将来人口推計における0歳児の人口に対し訪問実績をもとに算定しました。



(6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事などの養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童および特定妊婦、同条第8項に規定する要保護児童数などを勘案して、適切な目標事業量を設定します。

現在の取り組み

① 養育支援訪問（子ども家庭支援センター）

保護者の不適切な養育態度、極度の養育不安などにより、児童の成長に懸念が持たれる家庭について、保健所・保健センターなどの関係機関と連携して把握し、児童虐待の予防的支援を行っています。

■ 図表 42 養育支援訪問実績数 (件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
養育支援訪問	149	172	218	231	262

これまでの成果および実施状況

養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な児童の養育が可能となるよう支援しました。

今後の課題と方向性

育児支援と児童虐待の早期発見・予防の両面から、引き続き養育支援が特に必要な家庭に対して支援していきます。

量の見込みと確保方策

(件)

量の見込み①					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
養育支援件数	250	270	290	330	350
確保方策②					
養育支援件数	250	270	290	330	350
②-①	0	0	0	0	0

(7) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などを実施する事業です。基本的な事業は、交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て支援に関する講座などの開催です。利用希望などを勘案して、適切な目標事業量を設定します。

現在の取り組み

①ふれあい交流室（ぷりすくーる西五反田内）（保育課）

- ・子育て相談事業：地域の子育て家庭に対する相談・援助、子育てに関する情報を提供しています。
- ・地域組織化活動事業：地域の子育てを支援するため、各種育児講座の開催や子育て家庭に対し交流の場や機会を提供しています。

■図表 43 ふれあい交流室乳幼児利用実績数 (人日、件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度※	令和 2 年度※	令和 3 年度※
延べ利用者数	3,526	4,320	3,547	1,978	1,863
利用者数（月平均）	294	360	323	220	266

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和 2 年 3 月～6 月、令和 3 年 4 月下旬～6 月中旬、7 月中旬～9 月は休業

②児童センター事業（子ども育成課）

児童センターは、児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊び場を提供し、児童の健康を増進し、情操をゆたかにすることを目的とする施設です。児童に遊びの機会を提供し、自立援助を行うだけでなく、子育て家庭を支援するため、子育て相談や親子のひろばなどを実施しています。

■図表 44 児童センター乳幼児利用実績数 (人日、件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度※	令和 2 年度※	令和 3 年度
延べ利用者数	233,433	240,155	216,578	90,225	134,854
利用者数（月平均）	19,453	20,013	19,689	9,023	11,238

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和 2 年 3 月～5 月は休業

《親子のひろば》

友達との交流、母親同士の子育ての交流などを主な目的とする事業で、手遊び、紙芝居、季節行事、工作、体操などをおして、親子で楽しいひと時を過ごしています。

■図表 45 親子のひろばの実施回数・利用者数 (回数、人日、件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度※	令和 2 年度※	令和 3 年度
クラブ数	106	107	102	95	109
実施回数	3,369	3,409	2,962	1,997	3,539
延べ利用者数	52,348	51,685	42,502	20,853	36,003
利用者数（月平均）	4,759	4,699	4,250	2,979	3,273

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和 2 年 3 月～8 月は事業中止

《チャイルドステーション事業（児童センター）》

子育てに関する相談や親同士の交流や情報交換のできる地域の身近な場所として、妊娠期から子育てを支援します。また、授乳やおむつ交換の場として利用できるスペースなど、乳幼児親子が安心して外出できるよう施設を整備しています。

■図表 46 チャイルドステーション事業（児童センター）の実施施設数・登録者数

(カ所、件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度※	令和 2 年度※	令和 3 年度※
実施施設数	25	25	24	24	25

※令和元年度、2 年度、南ゆたか児童センター改築のため休館

※令和 3 年度 3 月より、一本橋児童センター改築のため休館

③チャイルドステーション事業（保育園・幼稚園）（保育課）

保育園・幼稚園を地域に開放し、様々な事業を実施することで、保育士などが子育てに関する専門知識を提供し、保護者が気軽に相談できる場として、地域の子育て支援を行っています。

■図表 47 チャイルドステーション事業（保育園・幼稚園）の実施施設数・利用者数

(カ所、人日)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度※	令和 3 年度※
実施施設数	43	43	43	—	—
延べ利用者数	1,231	926	1,326	—	—

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和 2 年度、3 年度は事業中止

④地域交流室ポップンルーム（保育支援課）

主に在宅で子育て中の就学前の乳幼児と保護者の方を対象に地域交流室を開放しています。交流室は、荏原保健センター内、北品川第二保育園内、平塚ゆうゆうプラザにあります。保育士が見守り、安全・安心で衛生的に行っています。

■図表 48 地域交流室ポップンルーム実績数

(人日、件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施日数	244	244	264	245	288
利用者数（月平均）	772	809	1,279	766	570
延べ利用者数	9,274	9,709	15,347	9,195	6,830

これまでの成果および実施状況

①児童センター事業（子ども育成課）②ふれあい交流室（保育課）

地域の身近な場所である児童センターやふれあい交流室（ぷりすくーる西五反田内）では、親同士の交流の機会の提供や育児相談、子育てに関する情報提供などを行っています。

③チャイルドステーション事業（保育課）

保育園・幼稚園で行っているチャイルドステーション事業の一つである子育て体験事業は、親子で保育園・幼稚園を体験できます。園児と一緒に遊び、お話会など楽しいプログラムを用意しています。

④地域交流室ポップンルーム（保育支援課）

地域交流室ポップンルームでは、子育てに関する相談に応じるほか、絵本の読み聞かせや、季節の行事などを開催しています。

今後の課題と方向性

地域ぐるみの子育て支援をより一層充実させるべく、必要な情報の提供や利用者支援を強化します。

量の見込みと確保方策

(人日、1月あたり)

ニーズ量					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
地域子育て支援拠点事業	15,223	15,465	15,206	14,952	14,702
量の見込み①					
地域子育て支援拠点事業	27,483	28,060	27,591	27,130	26,676
確保方策②					
地域子育て支援拠点事業	27,483	28,060	27,591	27,130	26,676
②-①	0	0	0	0	0

【算出の考え方】

令和 3 年度の実績に将来人口推計における 0～5 歳児の人口増減率を掛け合わせて算出しました。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。利用希望などを勘案し、また、他の子育て援助活動支援事業などによる対応を考慮し、適切な目標事業量を設定します。

現在の取り組み

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業(預かり保育)【幼稚園型】 (保育課・保育支援課)

教育時間終了後から在園児を対象として、就労形態の多様化に伴う社会要請に対応し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を整備するため、預かり保育を行っています。

■ 図表 49 区立幼稚園等預かり保育実施施設数・延べ利用者数 (カ所、人日)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施施設数	10	10	10	10	10
延べ利用者数	50,099	48,216	52,614	46,179	54,747

■ 図表 50 私立幼稚園預かり保育(きんだあくらぶ)実施施設数・延べ利用者数 (カ所、人日)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施施設数	7	7	7	7	8
延べ利用者数	66,406	67,305	76,990	48,336	66,677

②幼稚園以外の一時的預かり事業【幼稚園型以外】

②-1 一時保育（保育課・保育支援課）

区内在住の保護者が病気や出産などで、子どもの保育ができない時に一時的に保育園で預かっています。

■図表 51 一時保育の利用実績（区立保育園） (人、人日)

保育事由		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
死亡・行方不明	人数	0	8	1	0	0
	人日数	0	55	19	0	0
入院・通院	人数	106	90	123	48	35
	人日数	624	442	531	300	150
看護	人数	10	9	19	1	0
	人日数	21	39	68	1	0
幼稚園休園	人数	87	128	198	111	216
	人日数	408	732	1,112	606	1,131
緊急一時	人数	2	10	0	0	0
	人日数	14	139	0	0	0
その他	人数	43	15	30	39	40
	人日数	164	38	143	171	185
合計	延べ利用人数	248	260	371	199	291
	延べ利用人日数	1,231	1,445	1,873	1,078	1,466

■図表 52 一時保育の利用実績（私立保育園） (カ所、人日)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施施設数	8	8	8	6	7
延べ利用者数	692	396	340	144	249

②-2 生活支援型一時保育（オアシスルーム）（保育支援課）

主に在宅で子育てをしている保護者がリフレッシュ、通院、買い物など、臨時的・短期的な就労等の理由で一時的な保育を希望される場合に、時間単位の一時的預かりを行っています。

■図表 53 生活支援型一時保育（オアシスルーム）の実施場所数・延べ利用者数（カ所、人日）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施場所数	9	10	12	12	12
リフレッシュ	5,643	7,824	7,813	4,246	5,605
通院・出産	2,122	2,721	2,992	1,946	2,784
ショッピング	300	321	394	261	294
美容院	357	533	733	316	549
学校などの行事	1,970	2,118	2,494	811	1,155
カルチャースクール	921	802	1,027	420	567
仕事	2,841	2,558	3,464	2,348	3,263
その他	2,074	3,305	4,814	3,674	4,860
合計	16,228	20,182	23,731	14,022	19,077

これまでの成果および実施状況

品川区の一時預かり事業については、これまで、様々な事業メニューを用意し、対象者・実施施設などの条件の異なるニーズに対応してきました。生活支援型一時保育（オアシスルーム）については、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の影響により、令和 2 年度は利用が減少しましたが、現在は利用が増えてきています。

今後の課題と方向性

区立保育園については、待機児童対策の一環として定員の弾力化等に加え一時保育も実施しています。今後は私立保育園における一時預かりの拡充を行い、在宅子育てニーズに対応できるよう受け入れ体制の確保に努めるとともに、国や都の事業を活用した保育所等を利用していない 0～2 歳児を中心としたいわゆる「未就園児」を養育する家庭が孤立した子育てを強いられないための施策の実施についても検討します。生活支援型一時保育（オアシスルーム）については、利便性の向上を図るため、引き続き実施内容を検討します。

量の見込みと確保方策

(人日)

ニーズ量					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 号もしくは新 1 号認定	14,504	14,504	14,054	13,871	13,621
新 2 号認定	23,769	23,769	23,032	22,732	22,322
幼稚園型以外	163,465	166,300	158,816	156,433	157,684

幼稚園型（教育・保育給付認定区分が1号の者、もしくは施設等利用給付認定区分が新1号認定の者）（人日）

量の見込み①					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号もしくは新1号認定	25,127	25,655	24,859	24,535	24,093
確保方策②					
1号もしくは新1号認定	25,127	25,655	24,859	24,535	24,093
②-①	0	0	0	0	0

幼稚園型（施設等利用給付認定区分が新2号認定の者）（人日）

量の見込み①					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新2号認定	98,843	100,919	97,790	96,518	94,780
確保方策②					
新2号認定	98,843	100,919	97,790	96,518	94,780
②-①	0	0	0	0	0

幼稚園型以外（人日）

量の見込み①					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園型以外	24,554	25,960	21,621	22,081	22,588
確保方策②					
幼稚園型以外	24,554	25,960	21,621	22,081	22,588
②-①	0	0	0	0	0

【算出の考え方】

幼稚園型については、これまでの1園あたりの利用実績に、令和4年度以降拡充していく施設数を基に算出しました。幼稚園型以外については、令和4年度の見込みの実績に令和3年度から令和4年度（見込み）の増減率を掛け合わせて算出しました。

(9) 病児保育事業（病児保育・病後児保育）

子どもが発熱などで急に病気になり集団保育が困難で、保護者が家庭で保育ができない場合、医療機関および保育所に併設された専用スペースにおいて看護師などが一時的に保育する事業です。利用希望を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

現在の取り組み

①病児保育（保育課）

保育園や幼稚園などに通園している子どもが病気のため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを医療機関および保育所に併設している病児保育室にて、一時的にお預かりします。

■図表 54 病児保育の実施施設数・延べ利用者数 (カ所、人日)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施施設数	2	3	4	4	4
延べ利用者数	828	1,275	2,832	734	1,739

②病後児保育（保育課）

区内在住で、保育園や幼稚園などに通園している子どもが病気の回復期のため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを保育園で一時的にお預かりします。

■図表 55 病後児保育の実施施設数・延べ利用者数 (カ所、人日)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
実施施設数	4	4	4	4	4
延べ利用者数	541	491	502	214	294

これまでの成果および実施状況

病児保育事業については、子どもが病気または回復期で保護者がどうしても仕事を休めない場合の就労支援策として実施してきました。病児保育は平成 30 年度に 3 施設の新規開設を行い、令和元年度より 4 施設で実施しています。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、病児保育、病後児保育ともに令和 2 年度と比較し、利用実績が増加しました。

今後の課題と方向性

平成 30 年度より、病児保育施設の新規開設により事業に対するニーズに対応してきましたが、地区によっては病児保育施設が近くにないのが現状であり、今後も新規開設について検討していきます。

子どもが病気または回復期で集団保育が困難であり、保護者が仕事を休めない場合の保護者の子育てと就労の両立支援を行うとともに、児童福祉の向上に引き続き努めます。

量の見込みと確保方策

(人日)

量の見込み①（ニーズ量）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児保育事業	12,526	12,789	12,218	12,046	12,144
確保方策②					
病児保育事業	12,320	12,600	12,840	13,800	13,800
②-①	-206	-189	622	1,754	1,656

【算出の考え方】

ニーズ調査の結果を基に算出しました。



(10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

児童の預かりなどの援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績に基づき、一時預かり事業などの他の事業による対応の可能性も勘案して、適切な目標事業量を設定します。

現在の取り組み

①ファミリー・サポート事業(子ども家庭支援センター)

依頼会員と提供会員の会員組織「ファミリー・サポート・センター」を区内2カ所に設置し、地域で子育てを支えあう仕組みづくりを行っています。

■図表 56 ファミリー・サポート・センター活動状況

《平塚ファミリー・サポート・センター》

(人、件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
提供会員数	224	204	190	157	164
依頼会員数	2,424	2,517	2,579	2,455	2,351
提供兼依頼会員数	11	8	8	7	5
活動件数	2,842	2,121	2,907	1,133	1,811

※活動件数は対象者(0歳~12歳)の年間実績件数。

《大井ファミリー・サポート・センター》

(人、件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
提供会員数	228	236	232	241	240
依頼会員数	2,000	2,157	2,410	2,330	2,149
提供兼依頼会員数	25	23	21	14	9
活動件数	5,106	5,986	5,953	3,629	3,758

※活動件数は対象者(0歳~12歳)の年間実績件数。

これまでの成果および実施状況

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、活動自体が自粛となり、依頼会員は減少しました。この現象は一時的なものと考え、再び増えるニーズに柔軟に対応すべく、提供会員養成講座を開催し、提供会員は増加しました。また、ファミリー・サポート・センター事業を区民に周知することに努め、理解を得ることで、地域の相互援助活動の積極的な支援につながるよう取り組みました。

今後の課題と方向性

引き続きファミリー・サポート・センター事業の周知を積極的に行うなど、提供会員の確保に努めます。

量の見込みと確保方策

(人日)

量の見込み（ニーズ量）①					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て援助活動件数	8,434	8,602	6,516	7,623	8,919
確保方策②					
子育て援助活動件数	8,434	8,602	6,516	7,623	8,919
②-①	0	0	0	0	0

※量の見込み（ニーズ量）について、国の算出方法では対象者が5歳のみであり、品川区の事業と大きな差があるため、対象者を0歳～12歳としました。

【算出の考え方】

令和3年度の実績に令和2年度から令和3年度の増減率を掛け合わせて算出しました。



(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

母子保健法第 13 条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。出生の届出や母子手帳の発行件数などを勘案して、適切な目標事業量を設定します。

現在の取り組み

①妊婦健康診査（健康課）

妊婦の健康管理と流産・早産の防止、母・児童の障害予防を目的として、専門医療機関に委託して健診を実施しています。1 妊娠期間中、妊婦健康診査を 14 回までと、超音波検査を 1 回、公費助成しています。また、平成 28 年度より子宮頸がん検査の助成を開始しています。

■図表 57 妊婦健康診査（指定医療機関実施）（枚数）

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
妊娠届出数（件）		4,414	4,248	4,378	4,221	4,060
妊婦健康診査	1 回目受診票	4,075	3,929	3,965	3,990	3,819
	2～14 回目受診票	38,901	37,265	38,017	37,796	36,302

これまでの成果および実施状況

1 妊娠期間中、妊婦健康診査を 14 回までと、超音波検査 1 回分、子宮頸がん検査 1 回分に対する公費助成を実施しました。

今後の課題と方向性

母子保健法第 13 条の規定の主旨を踏まえ、妊産婦・乳児の死亡率の低下、流産・早産の防止、母・児童の障害防止などに資することを目的に、必要な妊婦健康診査を実施します。

量の見込みと確保方策

（枚数）

量の見込み①					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
妊娠届出数(件)	4,509	4,572	3,808	4,025	4,218
1 回目受診票	4,170	4,228	3,582	3,786	3,968
2～14 回目受診票	39,558	40,112	34,051	35,992	37,720
受診票件数計	43,728	44,340	37,633	39,778	41,688
確保方策②					
受診票作成件数	43,728	44,340	37,633	39,778	41,688
②－①	0	0	0	0	0

【算出の考え方】

令和 3 年度の実績に将来人口推計における 0 歳児の人口増減率を掛け合わせて算出しました。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（保育課）

区立幼稚園在園児の中で生活保護世帯の保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または幼稚園の遠足に要する費用等について、国・都・区が補足給付を実施し、保護者の負担軽減を図るものです。

※「子ども・子育て支援法」に基づき、品川区では平成28年4月から実施している事業です。

■図表 58 実費徴収に係る給付実績 (人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給付者数	3	3	4	2	3

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(保育支援課)

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力を活用していきます。

■図表 59 保育施設の設置主体 (カ所)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
社会福祉法人	16	19	20	20	21
学校法人	1	1	1	1	1
株式会社	68	82	90	99	107
有限会社	3	3	3	3	3
NPO法人	7	8	9	9	9
個人	3	3	2	2	2
一般社団法人	—	—	1	1	1

4 特別な配慮が必要な児童への支援

障害のある子もいない子も、ともに地域で育つことが重要であり、保育園や幼稚園、小学校入学後の日中活動の場等においても、合理的配慮の提供に向けた取組みが求められています。

①児童発達支援センター（障害者支援課）

児童発達支援センター「品川区立品川児童学園」は、地域における障害児支援の中核を担う施設として、言葉や友達との遊び方等の発達に不安・心配のある子どもについての相談を受け、個々の状態に応じた発達支援の提供につなげるとともに、家族支援の機能を充実させていきます。地域全体の障害児支援の質の更なる向上を図るため、保育所等訪問支援や事業所連絡会を実施していきます。

②障害児への巡回相談（保育課・保育支援課）

公私立保育園・幼稚園では、主に発達（知的・運動機能）に遅れや障害のある児童等を対象に、嘱託医や心理士等の専門家による巡回相談を実施し、保育の仕方や、保育士としての対応上の留意点等について、専門的なアドバイスを受けることで保育の専門性の向上を図り、障害児に対する適切な支援に役立てています。私立保育園の園数の増加に伴い巡回指導の拡充を図るなど、今後も継続して実施していきます。

③医療的ケア児の受け入れ（保育課）

医療的ケア児の保育園申込みに際し、保育の必要性や健康状態、医療的ケアの実施状況等を審査して入園を判断しています。受け入れについては平成 29 年度から区立保育園にて行っており、保育士が医療的ケアを実施するための研修の受講機会を増やすなど、知識、技術等の習得に努めています。今後も児童の状況に応じた適切な受け入れ態勢や緊急時の対応等を個別に検討していきます。

④すまいるスクールでの特別支援児童の受け入れ（子ども育成課）

すまいるスクールは、区内在住の小学生を対象とした放課後の居場所です。当該校在籍の特別支援学級の児童や特別支援学校の児童等の利用登録において、希望する保護者と面談を行うほか、利用状況に応じた従事スタッフの配置に努めています。

専門家による巡回相談を年 2 回実施し、配慮を要する児童の対応や、施設内の環境改善や工夫など具体的な助言をうけ、すまいるスクールでの適切な支援に役立てています。医療的ケアが必要な児童についても、児童や施設の状況に応じ可能な限り対応を検討していきます。

5 しながわネウボラネットワーク

子どもを安心して産み育てるためには、健康、生活、育児などの多様な相談や支援が欠かせません。品川区は新しい取組みやサービスの充実をとおして、「妊娠・出産・育児」の切れ目のない支援を進めています。

①妊娠期からの相談事業 全妊婦面接（保健センター）

現在の取り組み

子どもを安心して健やかに産み育てるために、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援が必要です。

出産・子育てを応援する仕組みとして、妊婦全員を対象とした妊娠期からの相談事業を、平成27年11月より開始しました。助産師等の相談員が保健センター・健康課で面接を行い、母子保健、子育て情報を紹介し、面接後にお祝い品を贈呈しています。平成28年6月からは、おおむね産後1カ月までに、原則電話による状況把握および相談（産後全戸電話相談）も実施しています。

■図表 60 妊婦面接数

(件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
面接件数	3,352	3,617	3,456	3,642	3,449

これまでの成果および実施状況

平成27年度から事業を開始し、妊娠期からの面接相談をとおして、母子保健情報や子育てサービスの情報提供を実施しています。妊娠届出数を母数とした面接率は、令和3年度は82.1%でした。

また、産後全戸電話相談は令和3年度3,164件でした。

今後の課題と方向性

今後も引き続き事業周知を図り、妊娠期からの切れ目のない支援へとつなげていきます。妊娠届出時の面談が増加しているため、今後は出産までの間の支援体制の検討をしていきます。

②産後の家事育児支援の利用助成（子ども家庭支援センター）

現在の取り組み

心と体のケアに対応できる家事・育児支援のヘルパー（区と提携）の利用に対して、サービスの利用費の一部を助成します。

■図表 61 産後の家事育児支援の利用助成申請者数（多胎児家庭を含む）（人）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
延べ申請者数	81	218	325	253	828

これまでの成果および実施状況

平成 28 年度から事業を開始した後、平成 29 年度、30 年度、令和 3 年度と助成内容の見直しを行いました。令和 3 年度より、区内のサービス提供者の育成も行い、申請者数は前年度の 3.2 倍になりました。

今後の課題と方向性

利用者アンケートにおけるご意見などを踏まえ、今後も事業周知を積極的に行い、認知度を高めていくとともに、引き続き利用者アンケートを実施し、利用者のニーズや満足度を把握していきます。

③産後ケア事業（保健センター）

③-1 日帰り型

現在の取り組み

育児や授乳の具体的な方法や母体管理の相談に助産師等が応じます。（産後4カ月未満の母親と乳児が対象、所得に応じて自己負担があります。）

■図表 62 産後ケア（日帰り型）事業 実績数 (件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用件数	156	259	325	162	228

これまでの成果および実施状況

平成 28 年 6 月から事業開始。経産婦の利用希望や、里帰り後の利用希望が多かったため、平成 29 年度より対象者を拡大し、経産婦も利用可とし、月齢についても産後 4 カ月未満へと拡大し実施しています。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言期間中等（令和 2 年 5 月 1 日～6 月 21 日）の利用休止や外出自粛等の影響もあり利用数が減少しました。

令和 3 年度は、感染対策を講じて通年実施し、利用数も増加傾向にあります。

今後の課題と方向性

産後ケアの国の指針が示されたことに伴い、今後指針に沿った内容への検討をしていきます。

③-2 宿泊型

現在の取り組み

家族などから育児や家事などの支援が得られにくく、体調不良や育児に不安のある初産の母子を対象に、指定医療機関に宿泊して産後の母体や乳児のケア、育児相談、授乳指導を行います。（初産で産後 10 週未満の母親と乳児が対象、所得に応じて自己負担があります。）

■図表 63 産後ケア（宿泊型）事業 実績数 (件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用件数	80	88	73	93	90

これまでの成果および実施状況

平成 28 年 12 月から事業開始。妊婦面接等を通じ、宿泊型産後ケアを必要とする方の利用へとつなげています。利用後のアンケートにおいては、満足度は高く、利用者から好評です。

今後の課題と方向性

「要支援」「ハイリスク」と区分した妊婦に対し、宿泊型のケア内容や利用後の効果等について周知を図り、必要な妊産婦に支援を行います。今後、利用者の傾向や他の産後ケアの利用状況を見ながら、必要な支援につなげていきます。

③-3 訪問型

現在の取り組み

利用者宅に助産師が訪問し、乳房ケア（乳房マッサージを含む）や授乳指導・育児相談を実施します。（母乳等に関して不安がある、産後6カ月未満の母親と乳児が対象。産婦1人につき1回。所得に応じて自己負担があります。）

■図表 64 産後ケア（訪問型）事業 実績数 (件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用件数	304	344	127	196

これまでの成果および実施状況

平成30年6月から事業開始。事業開始前のアンケートにおいて希望の高かった内容であり、着実に利用にもつながっています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言期間中等（令和2年4月～6月）の利用一部休止や外出自粛等の影響もあり利用数が減少しましたが、令和3年度は、感染対策を講じ通年実施し、利用数が増加しました。

今後の課題と方向性

今後の利用申込者数の推移を見守り、必要に応じ実施体制の検討を進めます。

③-4 電話授乳相談

現在の取り組み

母乳や授乳のことなどに関する相談に助産師が電話で対応します。

■図表 65 電話授乳相談 事業 実績数 (件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用件数	316	639	922	362

これまでの成果および実施状況

平成30年4月から事業開始。母乳・授乳に関する相談先として、育児不安の解消につながっています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、出産後の病院滞在日数の短縮等があり、退院直後からの相談数が増加した。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の不安から訪問型の利用には至らずに、複数回の電話相談で対応した事例もありました。令和3年度は、昨年度に比べ、電話相談以外のすくすく訪問や訪問型産後ケアなど対面でのサービス利用が増えています。また、複数回の電話相談を要した対象者が減ったため、相談数が減少しています。

今後の課題と方向性

授乳等の気軽な相談窓口として、引き続き事業を実施します。

④子育てネウボラ相談（子ども家庭支援センター）

現在の取り組み

保健師、看護師、保育士等の有資格者が「子育てネウボラ相談員」として子育て全般の相談、子育てサービス情報の提供、他機関の紹介、希望者にはサポートプランをつくります。

＜実施場所＞東品川・東大井・三ツ木・水神・大井倉田・平塚・旗の台・富士見台・ゆたか・八潮児童センター（10カ所）

■図表 66 子育てネウボラ相談件数 (件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
面接件数	1,228	1,101	1,769	2,014	2,244

これまでの成果および実施状況

生活に身近な児童センター（10館）で、子育て全般の相談、子育てサービス情報の提供、他機関の紹介を行い、希望者にはサポートプランを作成しました。令和3年1月からは、土曜日の相談を月1回いずれかの児童センターで開催し、相談件数は増加傾向にあります。

今後の課題と方向性

引き続き相談事業を広く周知し、認知度向上に努めます。令和4年6月からは、毎週土曜日の相談をいずれかの児童センターで実施するとともに、令和4年10月に東大井児童センターに新たに相談員を1名配置し、実施児童センターは10館になりました。

⑤生活支援型一時保育の拡充（保育支援課）

リフレッシュや通院などの理由で、一時的に就学前のお子さんをお預かりするオアシスルームを、実施拠点が一定の地域に偏りのないよう検討のうえ増設する予定です。

6 幼児期の教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容

区では就学前の乳幼児が等しく質の高い保育・教育を受け、滑らかに小学校へ入学するための基礎をしっかりと身に付けることを目的として、0歳児からの保育・教育の充実に努めています。

乳幼児教育実践の手引きとして作成した「のびのび育つ しながわっこ」の活用により、乳幼児教育の充実と子育て環境のさらなる向上へと結びつくよう、引き続き取り組みます。

また、乳幼児の保育・教育内容に高い関心をもち、よりよい保育・教育を望む保護者が増えていくなか、区立幼稚園に認可保育園を併設する幼保一体施設や就学前乳幼児教育施設の設置、保育所型認定こども園の開設など、幼保一体化を意識的に進めて、乳幼児教育のさらなる質の向上に努めてきました。

さらに、子どもを次世代に送り出すすべての施設においては、地域で子育てを支えあう環境を整備することと、家庭や地域の教育力を高め「子育て、親育ち」を支援する必要がある、公立の全保育園・幼稚園・児童センターを「チャイルドステーション」とし、育児相談や親仲間同士で交流・情報交換ができる場所として開放しており、今後もこれらの施設をさらに充実します。

新制度では、幼稚園と保育園の特長をあわせ持つ「認定こども園制度」が改善され、既存の施設が認定こども園へ移行することが期待されており、区としても私立の認定こども園への移行を支援します。

現在の取り組み

①幼保一体施設

幼稚園と保育園のそれぞれの長所を活かした、0歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の事業（施設）を推進しています。

■図表 67 幼保一体施設（年齢区分型）の施設数と定員、園児数（令和4年4月1日時点）

（カ所、人）

施設数	保育園（0～3歳）		幼稚園（4・5歳）		定員合計	園児数合計
	定員	園児数	定員	園児数		
2	116	116	194	171	310	287

■図表 68 幼保一体施設（幼保連携並列型）の施設数と定員、園児数（令和4年4月1日時点）

（カ所、人）

施設数	保育園（0～5歳）		幼稚園（4・5歳）		定員合計	園児数合計
	定員	園児数	定員	園児数		
4	431	413	256	206	687	619

■図表 69 品川区立就学前乳幼児教育施設の施設数と定員、園児数（令和4年4月1日時点）

（カ所、人）

施設数	保育園（0～2歳）		幼児教育部門（3～5歳）		定員合計	園児数合計
	定員	園児数	定員	園児数		
1	46	46	54	74	100	120

②認定こども園

保育園機能とあわせて、保護者の就労の有無を問わない短時間利用児の受入枠を設け、保育と教育を一体的に行っています。

■図表 72 保育所型認定こども園の施設数と定員、園児数（令和4年4月1日時点）

（カ所、人）

	施設数	定員		園児数		
		（うち認定こども園枠）		（うち認定こども園枠）		
		※区立4・5歳児、私立3～5歳児		※区立4・5歳児、私立3～5歳児		
認定こども園	9	809	694	(69)	(27)	
内訳	区立	4	412	361	(40)	(13)
	私立	5	397	333	(29)	(14)

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

令和元年10月から実施している幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されたことを受け、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう、必要な様式や給付方法等について決めました。公正かつ適正な支給が確保できるよう、実施方法の検証を進めます。

また、認可外保育施設等の質の確保・向上に向け、施設等に関する各種情報の共有や関係法令に基づく指導への協力等について、東京都との連携を図ります。

第5章

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、区内関係機関と連携して横断的に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、区民と連携して、多くの方の意見を取り入れ、施策を展開していきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組みます。

2 進捗状況の管理

本計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）とともに計画全体の成果（アウトカム）の点検・評価が重要です。子ども・子育ての推進は、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、品川区子ども・子育て会議の審議において、各年度で利用者の視点に立ち、区民や各子ども・子育て支援事業者の意見を踏まえ、計画の指標を点検・評価して施策の改善につなげます。





資料編

資料編 1 委員名簿および審議経過

1 品川区子ども・子育て会議委員名簿

◎第1期 平成25年8月29日から平成27年3月31日 ※肩書き・役職等は当時のもの

選任区分	氏 名	
学識経験者	河津 英彦	淑徳大学教育学部 教授
学識経験者	吉田 正幸	(株) 保育システム研究所 代表
主任児童委員	安藤 正道	品川区民生委員協議会 主任児童委員部会 副部会長
医療機関関係者	浅野 優	一般社団法人品川区医師会 理事
青少年委員	有馬 成美	品川区青少年委員会 会長
教育関係者	森嶋 尚子	品川区立延山小学校 校長
関係行政機関	森下 英志 (H25.8.29~H26.3.31)	東京都品川児童相談所 所長
	上川 光治 (H26.4.1~H27.3.31)	
事業主関係者	山下 智栄子	東京商工会議所 品川支部 情報産業分科会 副分科会長
労働者団体代表者	緑川 秀勝 (H25.8.29~H26.1.22)	日本労働組合総連合会 東京都連合会 品川地区協議会 事務局長
	若槻 まどか (H26.1.23~H27.3.31)	
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	高田 亜希	(株) 空のはね 代表取締役
品川区私立幼稚園協会代表	甘利 直義	品川区私立幼稚園協会 会長
品川区私立保育園連合会代表	川西 絹子	品川区私立保育園連合会 会長
子ども・子育て支援に関する 事業の利用者	安藤 公一	公益社団法人 東京青年会議所 品川区委員会
私立幼稚園利用者	伊藤 句里子	
区立幼稚園利用者	林 雅子	
私立保育園利用者	平林 貴子	
区立保育園利用者	兼高 智仁	
公募区民	稲垣 百合恵	
公募区民	佐藤 典子	
公募区民	相馬 ルリ子	

◎第2期 平成27年4月1日から平成29年3月31日 ※肩書き・役職等は当時のもの

選任区分	氏 名	
学識経験者	河津 英彦	淑徳大学教育学部 教授
学識経験者	吉田 正幸	(株) 保育システム研究所 代表
主任児童委員	安藤 正道	品川区民生委員協議会 主任児童委員部会 副部会長
医療機関関係者	吉原 幸子	一般社団法人荏原医師会
青少年委員	有馬 成美	品川区青少年委員会 会長
教育関係者	矢田 雅久	品川区立浜川小学校 校長
関係行政機関	鈴木 香奈子	東京都品川児童相談所 所長
事業主関係者	山下 智栄子	東京商工会議所 品川支部 情報産業分科会 副分科会長
労働者団体代表者	若槻 まどか (H27.4.1～H27.12.15)	日本労働組合総連合会 東京都連合会 品川地区協議会 事務局長
	柴田 浩司 (H27.12.16～H29.3.31)	
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	須貝 美香	NPO 法人家庭的保育支援協会理事長 小規模保育サービス(株) 代表取締役
品川区私立幼稚園協会代表	甘利 直義	品川区私立幼稚園協会 会長
品川区私立保育園連合会代表	川西 絹子	品川区私立保育園連合会 会長
区立小学校保護者	井門 敏明 (H27.4.1～H28.3.31)	品川区立小学校PTA 連合会 会長
	千原 久樹 (H28.4.1～H29.3.31)	品川区立御殿山小学校PTA 会長
私立幼稚園利用者	吉田 千春	
区立幼稚園利用者	池田 由起子	
私立保育園利用者	森下 麻理子	
区立保育園利用者	伊藤 友紀	
公募区民	飯島 知世	
公募区民	堀 英恵	
公募区民	渡辺 徹 (H27.4.1～H28.2.3)	

◎第3期 平成29年4月1日から平成31年3月31日 ※肩書き・役職等は当時のもの

選任区分	氏 名	
学識経験者	河津 英彦	淑徳大学教育学部
学識経験者	吉田 正幸	(株) 保育システム研究所 代表
主任児童委員	坂上 好枝	品川区民生委員協議会 主任児童委員部会 副部会長
医療機関関係者	浅野 優	一般社団法人品川区医師会 理事
青少年委員	有馬 成美	品川区青少年委員会 副会長
教育関係者	齋藤 早苗	品川区立芳水小学校 校長
関係行政機関	鈴木 香奈子	東京都品川児童相談所 所長
事業主関係者	山下 智栄子	東京商工会議所 品川支部 情報産業分科会 副分科会長
労働者団体代表者	柴田 浩司	日本労働組合総連合会 東京都連合会 品川地区協議会 事務局長
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	小西 由美枝	小規模保育所 プリメックスキッズ(株) 代表取締役
品川区私立幼稚園協会代表	豊島 呈次	品川区私立幼稚園協会
品川区私立保育園連合会代表	川西 絹子	品川区私立保育園連合会 会長
区立小学校保護者	鈴木 孝義	品川区立小学校PTA連合会 副会長 第四日野小学校PTA 会長
私立幼稚園利用者	荒居 澄子	
区立幼稚園利用者	下川 由貴	
私立保育園利用者	山下 聖	
区立保育園利用者	若山 景	
公募区民	嶋田 真紀	
公募区民	保科 希代美	
公募区民	築山 芽吹	

◎第4期 平成31年4月1日から令和3年3月31日 ※肩書き・役職等は当時のもの

選任区分	氏 名	
学識経験者	河津 英彦	淑徳大学教育学部 元教授
学識経験者	吉田 正幸	(株) 保育システム研究所 代表
主任児童委員	坂上 好枝	品川区民生委員協議会 主任児童委員部会 副部会長
医療機関関係者	村井 孝安	一般社団法人荏原医師会 理事
青少年委員	有馬 成美	品川区青少年委員会 副会長
教育関係者	勝進 亮次	品川区立御殿山小学校 校長
関係行政機関	林 直樹	東京都品川児童相談所 所長
事業主関係者	山下 智栄子	東京商工会議所 品川支部 交通運輸分科会 副分科会長
労働者団体代表者	曾根 玲	日本労働組合総連合会 東京都連合会 品川地区協議会 事務局長
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	西内 隆昭	(株) ウィッシュ 代表取締役社長
品川区私立幼稚園協会代表	豊島 呈次	品川区私立幼稚園協会
品川区私立保育園連合会代表	石井 久美子	品川区私立保育園連合会 会長
区立小学校保護者	藤村 幸司	
私立幼稚園利用者	大川 規子	
区立幼稚園利用者	赤川 淑美	
私立保育園利用者	磯崎 享	
区立保育園利用者	山崎 美和	
公募区民	小松原 有美	
公募区民	保科 希代美	
公募区民	堀込 由美子	

◎第5期 令和3年4月1日から令和5年3月31日

選任区分	氏 名	
学識経験者	河津 英彦	淑徳大学教育学部 元教授
学識経験者	吉田 正幸	(株) 保育システム研究所 代表
主任児童委員	坂上 好枝 (R3.4.1~R4.11.30)	品川区民生委員協議会 主任児童委員部会 部会長
	川角 百合子 (R4.12.1~R5.3.31)	
医療機関関係者	浅野 優	一般社団法人品川区医師会 会長
青少年委員	廣田 ヨシ子 (R3.4.1~R4.3.31)	品川区青少年委員会 副会長
	小林 裕治 (R4.4.1~R5.3.31)	品川区青少年委員会 会長
教育関係者	青木 幸代 (R3.4.1~R4.3.31)	品川区立第二延山小学校 校長
	藤森 克彦 (R4.4.1~R5.3.31)	品川区立大井第一小学校 校長
関係行政機関	舘 美香 (R3.4.1~R4.3.31)	東京都品川児童相談所 所長
	園尾 まゆみ (R4.4.1~R5.3.31)	
事業主関係者	山下 智栄子	東京商工会議所 品川支部 交通運輸分科会 副分科会長
労働者団体代表者	高沢 雄人	日本労働組合総連合会 東京都連合会 品川地区協議会 事務局次長
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	志水 光朝	(株) アスパイアエックス 取締役 管理本部長
品川区私立幼稚園協会代表	豊島 呈次	品川区私立幼稚園協会 会長
品川区私立保育園連合会代表	石井 久美子	品川区私立保育園連合会 会長
区立小学校保護者	小林 晶 (R3.4.1~R4.3.31)	品川区立第四日野小学校 PTA 会長
	杉山 錠士 (R4.4.1~R5.3.31)	品川区立清水台小学校 PTA 会長
私立幼稚園利用者	松田 加奈子	
区立幼稚園利用者	山田 裕紀	
私立保育園利用者	小島 健太郎	
区立保育園利用者	長谷 茉里	
公募区民	小越 大史	
公募区民	関口 風子	
公募区民	栗原 恵子	

2 審議経過

【平成 25 年度】

会議	開催日時・場所	議事
第 1 回	平成 25 年 8 月 29 日（木） 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 子ども・子育て会議について (2) 品川区の子育て施策の現状について (3) 子ども・子育て支援新制度について (4) 利用希望把握調査について
第 2 回	平成 25 年 11 月 11 日（月） 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 利用意向調査の結果について (2) 品川区子ども・子育て支援事業計画について
第 3 回	平成 26 年 3 月 19 日（水） 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て支援事業計画の素案について 1. 幼児期の学校教育・保育の量の見込み 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み (2) 平成 26 年度以降の会議の進め方について

【平成 26 年度】

会議	開催日時・場所	議事
第 1 回	平成 26 年 6 月 12 日（木） 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て計画（案）の策定について 1. 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策 推進行動計画との一体化 2. 子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」と「確 保方策」 (2) 今後のスケジュールについて
第 2 回	平成 26 年 9 月 2 日（火） 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て計画（案）の策定について 1. 子ども・子育て支援事業計画について 2. 次世代育成支援対策推進行動計画（後期）主要事業 の実績と成果について 3. 第 3 次次世代育成支援対策推進行動計画について (2) 今後のスケジュールについて
第 3 回	平成 26 年 10 月 16 日（木） 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て計画（素案）の策定について (2) 今後のスケジュールについて 1. 保育の必要性について 2. 利用者負担について
第 4 回	平成 27 年 1 月 15 日（木） 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て計画（素案）へのパブリックコメン トについて (2) 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について (3) 利用者負担の考え方について (4) 第 2 期品川区子ども・子育て会議（品川区次世代育成支援 対策推進協議会）について

【平成 27 年度】

会議	開催日時・場所	議事
第 1 回	平成 27 年 6 月 4 日（木） 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 品川区子ども・子育て計画および実績資料 について (2) 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員 について (3) 利用者負担の考え方について (4) 今年度の会議の予定について
第 2 回	平成 27 年 9 月 3 日（木） 午後 3 時～5 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 審議事項 1. 品川区子ども・子育て計画実績資料（追補版） および正誤表について 2. 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員 について (2) 報告事項 1. 保育料（2号・3号認定）の改定について 2. 品川区の将来人口の推計結果について (3) 今後の会議予定について
第 3 回	平成 28 年 1 月 14 日（木） 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 審議事項 1. 品川区子ども・子育て計画について 2. 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員 について (2) 報告事項 1. 平成 28 年度のすまいるスクールの事業内容 の見直しについて 2. しながわネウボラネットワークのイメージ について 3. 区立保育園の今後の運営について (3) 来年度の会議予定について

【平成 28 年度】

会議	開催日時・場所	議事
第 1 回	平成 28 年 6 月 16 日（木） 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 報告事項 1. 品川区子ども・子育て計画の平成 27 年度実績資料について 2. 平成 28 年 4 月の保育状況等について 3. 保育料の改定について 4. 新規事業について （ア）しながわネウボラネットワーク ・妊娠期からの相談事業 ・産後の家事育児支援の利用助成 ・産後ケア事業 ・子育て短期支援事業（ショートステイ）の拡充 （イ）新規子育て応援プログラムの種類と内容 （ウ）しながわパパママ応援アプリの実績 （エ）すまいるスクール登録者数と時間延長希望者の実績 (2) その他
第 2 回	平成 28 年 10 月 27 日（木） 午後 3 時～5 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 審議事項 1. 新規開設施設の定員について (2) 報告事項 1. ひろまち保育園の運営事業者の変更について 2. 平成 27 年度私立幼稚園施設数・利用者数の実績について 3. しながわネウボラネットワーク産後ケア（宿泊型）について 4. ファミリー・サポート・センター事業について (3) その他 1. その他 2. 今後の会議予定について
第 3 回	平成 29 年 1 月 19 日（木） 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 審議事項 1. 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について (2) 報告事項 1. しながわネウボラネットワーク産後ケア（宿泊型）について 2. 生活支援型一時保育（オアシスルーム）実施施設について 3. （仮称）品川区子ども・若者計画の策定と 29 年度以降の品川区子ども・子育て会議について (3) その他

【平成 29 年度】

会議	開催日時・場所	議事
第 1 回	平成 29 年 6 月 16 日（金） 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 報告事項 1. 品川区子ども・子育て支援事業計画の平成 28 年度実績報告について 2. しながわネウボラネットワークの内容と実績について 3. 品川区認可外保育施設保育料助成制度の開始について 4. 保育料の改正について (2) 審議事項 1. 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について (3) その他
第 2 回	平成 29 年 11 月 17 日（金） 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 審議事項 1. 品川区子ども・子育て支援事業計画中間年度見直しによる改訂（案）について ・品川区子ども・子育て支援事業計画について ・中間年度の見直しについて ・法令改正に伴う改訂箇所について (2) 報告事項 1. （仮称）品川区子ども・若者計画（素案）について (3) その他
第 3 回	平成 30 年 1 月 30 日（火） 午後 2 時～4 時 場所：品川区役所 議会棟 6 階 第一委員会室	(1) 審議事項 1. 品川区子ども・子育て支援事業計画中間年度見直し改訂版（最終案）について ・第 2 回品川区子ども・子育て会議からの変更箇所について 2. 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について (2) 来年度の会議の予定について

【平成30年度】

会議	開催日時・場所	議事
第1回	平成30年6月18日(月) 午後2時～4時 場所：品川区役所 議会棟6階 第一委員会室	(1) 報告事項 1. 品川区子ども・子育て支援事業計画の平成29年度実績報告について 2. 品川区子ども・子育て支援事業計画の第2期計画策定スケジュールについて 3. しながわニューボラネットワーク利用者支援事業について (2) 審議事項 1. 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について (3) その他
第2回	平成31年2月6日(水) 午後2時～4時 場所：荏原第五区民集会所 2階 第一集会室	(1) 報告事項 1. 品川区子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う意向調査の速報結果報告について 2. 品川区子ども・子育て支援事業計画の第2期計画策定スケジュールについて (2) 審議事項 1. 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について (3) その他

【令和元年度】

会議	開催日時・場所	議事
第1回	令和元年6月5日(水) 午後2時～4時 場所：品川区役所 議会棟6階 第一委員会室	(1) 報告事項 1. 品川区子ども・子育て支援事業計画の平成30年度実績報告について 2. 品川区子ども・子育て支援事業計画の策定に伴う意向調査の結果報告について 3. 幼児教育の無償化について (2) その他
第2回	令和元年11月12日(火) 午後2時30分～4時30分 場所：荏原第五区民集会所 2階 第一集会室	(1) 審議事項 1. 第2期品川区子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) 報告事項 1. ひろまち保育園の閉園に向けた対応について (3) その他
第3回	令和2年2月4日(火) 午後2時30分～4時30分 場所：荏原第五区民集会所 2階 第一集会室	(1) 審議事項 1. 第2期品川区子ども・子育て支援事業計画(最終案)について 2. 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について (2) その他

【令和2年度】

会議	開催日時・場所	議事
第1回	令和2年10月21日(水) ～11月13日(金)	(1) 報告事項 1. 品川区子ども・子育て支援事業計画の令和元年度実績報告について (2) 審議事項 1. 新規開設の特定教育・保育施設の利用定員について
第2回	令和3年2月10日(水) ～2月26日(金)	(1) 報告事項 1. 新型コロナウイルス感染症による子ども・子育て支援事業への影響および今後の対応について 2. ほうさん保育園の閉園に向けた対応について (2) 審議事項 1. 新規開設の特定教育・保育施設の利用定員について

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、書面会議にて実施。

【令和3年度】

会議	開催日時・場所	議事
第1回	令和3年6月29日(火) 午後2時～4時 場所：品川区役所 議会棟6階 第一委員会室 (一部委員オンライン出席)	(1) 報告事項 1. 品川区子ども・子育て支援事業計画の令和2年度実績報告について 2. 要支援ショートステイ事業について (2) その他 1. すべての子ども・子育て家庭への支援 ～子ども・子育て支援新制度の基本的理解～ 2. 今年度の会議予定について
第2回	令和4年3月30日(水) 午後2時～4時 場所：品川区役所 議会棟6階 第一委員会室 (一部委員オンライン出席)	(1) 審議事項 1. 新規開設の特定教育・保育施設等の利用定員について 2. ほうさん保育園の閉園に向けた対応について (2) 報告事項 1. 令和4年度新規事業等について ・在宅子育て支援について ・保育所等の巡回支援・巡回相談について ・区立保育園建替え等検討について 2. 区立児童相談所の開設時期について 3. 第2期品川区子ども・子育て支援事業計画の中間年度見直しについて (3) その他 1. 来年度の会議予定について

【令和4年度】

会議	開催日時・場所	議事
第1回	令和4年7月27日(水) 午後2時～4時 場所:品川区役所 第2庁舎5階 252・253 会議室	(1) 報告事項 1. 品川区子ども・子育て支援事業計画の令和3年度実績報告について 2. 第2期品川区子ども子育て支援事業計画の中間年度見直しについて (2) その他 1. 今年度の会議予定について
第2回	令和5年1月31日(火) 午後2時～4時 場所:品川区役所 議会棟6階 第一委員会室	(1) 審議事項 1. 第2期品川区子ども・子育て支援事業計画の中間年度見直しについて ・中間年度見直しに伴う意向調査の結果報告について ・中間年度見直し改定版(素案)について 2. 特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について (2) 報告事項 1. 区立幼稚園の今後の方向性について (3) その他
第3回	令和5年3月29日(水) 午後2時～4時 場所:品川区役所 議会棟6階 第一委員会室	(1) 審議事項 1. 第2期子ども・子育て支援事業計画の中間年度見直し改定版(最終案)について (2) 報告事項 1. 令和5年度新規事業等について ・第2子の保育料無償化について ・0歳児見守り・子育てサポート事業について ・品川版 未就園児のあらたな預かり事業モデル実施について (3) その他 1. 今後の子ども家庭政策の方向性と課題 ～包括的な子ども・子育て支援へ～

資料編2 人口推計（0歳～11歳）

令和2年度、令和3年度は各年4月1日時点の実数 (人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
0歳	3,754	3,570	3,347	3,539	3,710	3,680	3,808
1歳	3,812	3,679	3,442	3,277	3,529	3,699	3,674
2歳	3,653	3,649	3,487	3,303	3,219	3,467	3,655
3歳	3,578	3,552	3,490	3,400	3,241	3,159	3,422
4歳	3,640	3,488	3,403	3,402	3,358	3,201	3,130
5歳	3,359	3,578	3,397	3,357	3,386	3,342	3,193
0歳～5歳 計	21,796	21,516	20,566	20,278	20,443	20,549	20,883
6歳～8歳 計	9,448	9,719	10,044	10,057	10,146	10,062	10,050
9歳～11歳 計	8,472	8,644	8,856	9,258	9,554	9,917	9,973
合計	39,716	39,879	39,466	39,593	40,143	40,528	40,906

(資料：品川区住民基本台帳、品川区将来人口推計より作成)

資料編3 用語集

※「子ども・子育て支援法」を「法」と略します。

【あ行】

医療的ケア児

NICU（新生児集中治療室）等への長期入院ののち、引き続き人工呼吸器や胃瘻^{いろう}等を使用し、痰吸引や経管栄養等の医療行為が日常的に必要な障害児のことです。

NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization)の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された「特定非営利活動促進法」により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になりました。

【か行】

家庭的保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業です。(法第7条)

企業主導型保育

事業主拠出金を財源として、従業員の多様な働き方に応じた保育を提供する企業等を支援するとともに、待機児童対策に貢献することを目的として、平成28年度に創設された事業です。(法第59条の2)

教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、「学校教育法」第1条に規定する幼稚園および「児童福祉法」第39条第1項に規定する保育所のことです。(法第7条)

居宅訪問型保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。(法第7条)

(市区町村などが設置する) 子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援法」第77条第1項で規定する市区町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」です。区長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める区長の附属機関）。

子ども・子育て関連3法

①「子ども・子育て支援法」、②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）、③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備の推進法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国・地方公共団体・地域における子育ての支援を行う者が実施する子どもや子どもの保護者に対する支援を行うことです。（法第7条）

（市区町村）子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画で全市区町村が作成します。（法第61条）

子ども、児童、若者

「子ども」を表す言葉に、「乳幼児」、「児童」、「若者」などがあります。これらの言葉が指す範囲は法律などにより異なりますが、本文では以下の範囲で使用します。なお、本計画では、「子ども」を概ね0歳から18歳までとします。

言葉	範囲	参考
乳児	満1歳に満たない者	児童福祉法
幼児	満1歳から小学校就学始期に達するまでの者	
少年	小学校就学から満18歳に達するまでの者	
児童	0歳以上18歳未満の者 （乳児、幼児、少年を合わせたもの）	青少年育成施策大綱
若者	思春期（中学生から概ね18歳まで）と 青年期（18歳から概ね30歳まで）を合わせたもの	

（市区町村）子ども・若者計画

市区町村は、国の「子ども・若者ビジョン」および「東京都子供・若者計画」を勘案し、当該市区町村の区域内における子ども・若者の育成支援についての計画を作成するよう努めるものとされています。（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）

品川区では、平成30年3月に「品川区子ども・若者計画」を策定しました。

【さ行】

事業所内保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。（法第7条）

児童虐待

保護者がその監護する児童(18歳に満たない者)に対し、殴る蹴るなどの身体的虐待、わいせつ行為などの性的虐待、養育放棄などのネグレクト(Neglect)、言葉などによる心理的虐待を行うことです。

(市区町村) 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項6に基づく「市町村障害者計画」として策定するものです。障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市区町村障害福祉計画」として策定するものです。障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市区町村障害児福祉計画」として策定するものです。

品川区では平成27年4月に「品川区障害者計画(平成27年度～令和5年度)」を策定し、令和3年7月には、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体的にした「第6期品川区障害福祉計画・第2期品川区障害児福祉計画(令和3年度～令和5年度)」を策定しています。

小規模保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業です。(法第7条)

【た行】

地域型保育事業

教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「事業所内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みです。(法第7条)

【な行】

認可保育園

児童福祉法に基づき、都道府県知事の認可によって設置される児童福祉施設のことで、保護者が就労や疾病などのために乳幼児の保育ができないとき、保護者に代わって保育をし、児童の発達と保護者の就労を支援します。

認証保育所

東京都で定めた要件を満たし、都知事が認証した保育施設です。民間事業者による自主事業で、都市部の多様なニーズに対応することを目的としています。

認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割を持つ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設です。

ネウボラネットワーク

ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」の意味で、子どもを安心して健やかに産み育てられるよう、「妊娠～出産～育児」の切れ目のない支援のしくみをネウボラネットワークと呼び、品川区では平成27年11月から取り組んでいます。

【は行】

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市区町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給するしくみです。（法第19条）

認定区分		対象となる子ども		利用できる主な施設・事業
教育・ 保育給付	1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園等での教育を希望する方	幼稚園 認定子ども園
	2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育が必要なもの	就労等保育の必要な事由に該当し、 保育園等での教育・保育を希望する方	認可保育園 認定子ども園
	3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保育が必要なもの		認可保育園 認定子ども園 地域型保育事業

【や行】

幼児教育

幼児に対する教育を意味し、家庭、地域、保育園・幼稚園など、幼児が生活するすべての場において行われる教育を指します。

幼稚園

満3歳から小学校就学までの幼児教育を行う施設です（区立は4・5歳が対象）。預かり保育（教育時間外の保育）については区立では全園、私立では一部を除いて実施しています。

幼保一体施設

幼稚園と保育園のそれぞれの培ってきたメリットを融合させ、0歳から就学前までの乳幼児期に一貫した保育・教育を行う品川区独自の施設です。

要支援・要保護児童

「児童福祉法」で定められている言葉です。要支援児童は、要保護児童以外の「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」をさします。要保護児童は、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」をさし、社会的養護が必要な子どもや虐待を受けた子どもなどを対象に用いられています。



第二期品川区 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度
(2020年度～2024年度)
中間年度見直し改定版

令和5年4月発行
品川区 子ども未来部 保育課
〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所
電話:03-5742-6724 / FAX:03-5742-6350



わ!しながわを合い言葉に、
とっておきの品川を発信していきます。

わ!しながわ しながわは子育てにやさしいまち